

第5次中野区一般廃棄物処理基本計画（素案）について

第4次中野区一般廃棄物処理基本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、10年間を計画期間として策定した。概ね5年後、または社会経済状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直し、改定を行うこととしており、このたび第5次一般廃棄物処理基本計画（素案）をまとめたので、報告する。

1 計画期間

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間

2 基本理念

ごみと資源に関する諸課題は、温暖化や気候変動などの地球環境全体に関わる問題であり、限られた資源を有効に使い、環境負荷を低減するライフスタイルを構築する必要がある。また、現在23区が埋立作業を行っている処分場を一日でも長く使用するために、ごみ減量や資源化促進の取組を積極的に進めていかなければならない。

本計画では、単にごみを減らすだけではなく、資源を可能な限り効率的かつ循環的に利活用することで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷が低減された持続可能な社会を実現するために『持続可能な循環型ごみゼロ都市』を目指します。』を基本理念として掲げる。発生抑制を第一に考えて行動し、使用できるものは繰り返し使うことで排出するごみと資源の全体量を減らし、それでも不用になったものは可能な限り資源化を行うことで、埋め立て処分量ゼロをめざす。

3 計画の構成

<u>第1章 基本計画の改定にあたって</u>	<u>第3章 ごみ処理基本計画</u>
Ⅰ 計画改定の背景	Ⅰ 基本理念と計画目標
Ⅱ 計画の位置づけと計画期間	Ⅱ 計画実現のための重点施策
Ⅲ ごみ・資源の現状	<u>第4章 生活排水処理基本計画</u>
<u>第2章 これまでの取組と成果</u>	Ⅰ 生活排水処理の現状
Ⅰ 前計画の実施状況	Ⅱ 生活排水処理基本計画
Ⅱ 計画改定に向けた課題	<u>参考資料</u>

4 第5次中野区一般廃棄物処理基本計画（素案）

別添1（本冊）及び別添2（概要）のとおり

5 意見交換会

本計画（素案）に対する意見交換会を以下のとおり実施する。なお、「第5次中野区環境基本計画（素案）」及び「中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（素案）」と合同で開催する。

■意見交換会の日程

日付	時間	場所
11月17日（月）	14時30分～16時30分	野方区民活動センター
11月18日（火）	19時00分～21時00分	南中野区民活動センター
11月20日（木）	18時30分～20時30分	オンライン（Teams）
12月 6日（土）	10時00分～12時00分	中野区役所本庁舎

6 今後の予定

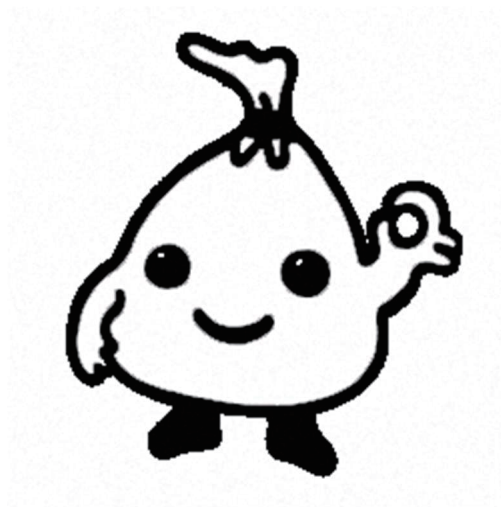
令和7年 11月～12月 意見交換会の実施

令和8年 1月～2月 計画（案）策定、パブリック・コメント手続きの実施
3月 計画策定

第5次中野区一般廃棄物処理基本計画（素案）

ーなかのごみゼロプランー

（令和8（2026）年度から令和17（2035）年度）



中野区ごみ減量キャラクター ごみのん

令和8年3月

中野区

目 次

第1章 基本計画の改定にあたって	1
I 計画改定の背景	1
II 計画の位置づけと計画期間	2
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画期間	2
III ごみ・資源の現状.....	3
1. ごみ量、資源量の推移	3
2. ごみの中に含まれている物	4
3. 廃棄物処理・資源化費用	5
第2章 これまでの取組と成果	6
I 前計画の実施状況	6
1. 施策の実施状況	6
2. 前計画の数値目標、およびその達成状況	8
II 計画改定に向けた課題	9
第3章 ごみ処理基本計画	11
I 基本理念と計画目標	11
1. 基本理念	11
2. 将来の姿	12
3. 基本方針	13
4. ごみ減量の指標、目標	14
II 計画実現のための重点施策	17
1. 普及啓発の充実	17
2. 食品ロスの削減	19
3. ごみと資源の発生抑制に関する啓発	21
4. 分別の徹底・適正排出	22
5. 効率的な資源化の推進	23
6. 事業系ごみの減量と適正排出の促進	25
7. 適正なごみと資源の収集・運搬	27
8. 他区等と連携した処理・処分	28
9. 災害廃棄物の適正な処理	28
第4章 生活排水処理基本計画	29
I 生活排水処理の現状	29
II 生活排水処理基本計画	29
1. 基本方針	29
2. 収集・運搬計画	29
3. 処理・処分計画	30

参考資料.....	31
Ⅰ 中野区の人口	31
Ⅱ 土地利用	32
Ⅲ 住宅	33
Ⅳ 産業	34
Ⅴ 【前計画】第4次計画策定から令和7年度までの施策の実施状況	35
1. 普及啓発の充実	35
2. 食品ロスの削減	36
3. ごみと資源の発生抑制に関する啓発	36
4. 分別の徹底・適正排出	37
5. 効率的な資源化の推進	37
6. 事業系ごみの減量と適正排出の促進	38
7. 適正なごみと資源の収集・運搬	38
8. 他区等と連携した処理・処分	38
9. 災害廃棄物の適正な処理	38

第1章 基本計画の改定にあたって

I 計画改定の背景

地球温暖化に伴う気候変動や天然資源の枯渇など、環境への大きな負荷低減が世界全体で取り組むべき課題となっています。多くの自治体が、発生した不用品の中から資源を循環させる従来のリサイクル（再生利用）中心の施策展開から、不用品を発生させないためのリデュース（発生抑制）を中心に据えた施策に移行しています。

国内でも、カーボンニュートラルの実現に向け 2050 年を目処に温室効果ガスの排出ゼロを目指していることから、廃棄物の焼却処分量を減らす様々な取組が、国、自治体、事業者で行われています。また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の観点から、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、資源化促進に向けた取組の推進が求められています。2019 年 10 月に食品ロス削減推進法が、2022 年 4 月にはプラスチック資源循環促進法が施行され、行政、事業者、区民と連携し、食品ロスやプラスチックの排出削減に向けた様々な取組を進める必要があります。

以上のようなことから清掃・リサイクル事業のあり方だけでなく、日々ごみを排出する区民・事業者の暮らしのあり方自体が問われる時代になっています。またこの間、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という）、区などにおける廃棄物に関連する動向も、様々に変化しています。

こうした区を取り巻く様々な状況を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するために、さらなるごみ減量を目指し、「中野区基本計画」（2021 年度～2025 年度）の策定にあわせ、令和 3（2021）年 9 月に策定した「第 4 次中野区一般廃棄物処理基本計画－なかのごみゼロプラン－」（以下「前計画」という。）を改定し、令和 8（2026）年度を始期とする「第 5 次中野区一般廃棄物処理基本計画－なかのごみゼロプラン」を策定します。

国	○令和元(2019)年 10 月 「食品ロス削減の推進に関する法律」施行 ○令和 4 (2022)年 4 月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 ○令和 6 (2024)年 5 月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」施行 ○令和 6 (2024)年 8 月 「第五次循環型社会形成推進基本計画」策定 ○令和 7 (2025)年 4 月 「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」公表
東京都	○令和元(2019)年 12 月 「ゼロエミッション東京戦略 プラスチック削減プログラム」策定 ○令和 3 (2021)年 3 月 「食品ロス削減推進計画」策定 ○令和 3 (2021)年 9 月 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」改定
中野区	○令和 5 (2023)年 3 月 「中野区食品ロス削減推進計画策」策定 ○令和 6 (2024)年 4 月 資源プラスチック回収開始 5 月 小型充電式電池の拠点回収（2 か所）開始 10 月 リサイクル展示室を愛称「ごみのんハウス」としてリニューアル

II 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針となるもので、令和3(2021)年9月に策定した前計画を踏まえた新計画になります。

本計画の他の計画との関係は図1のとおりです。

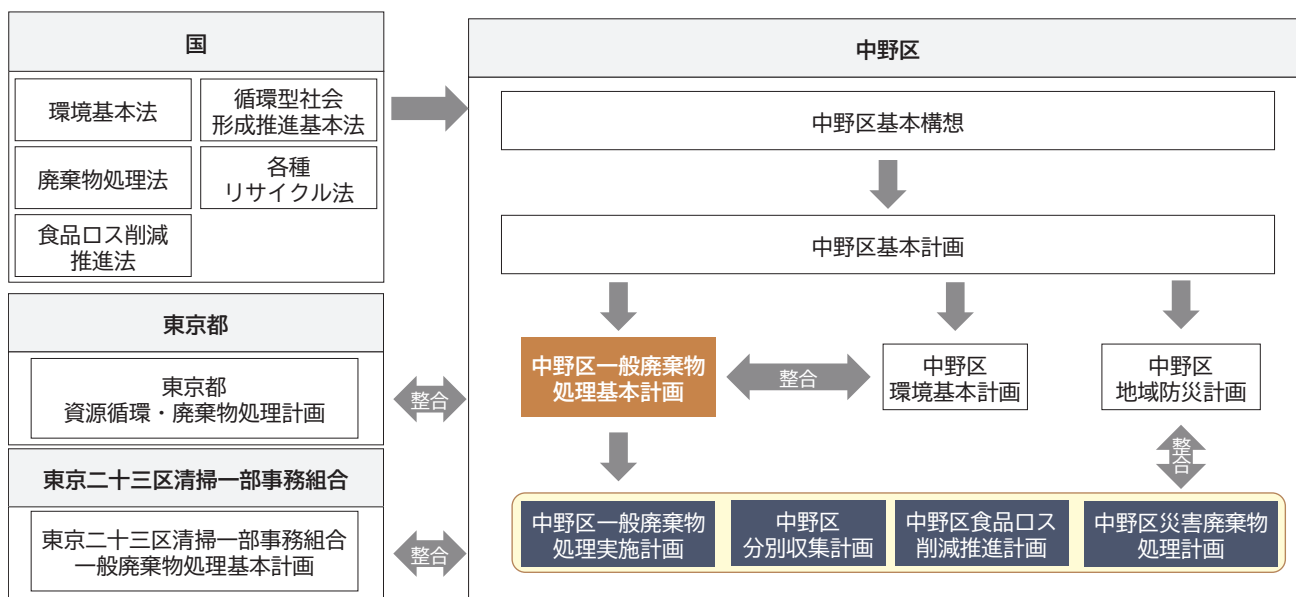


図1 計画の位置づけ

2. 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までを計画期間とします。なお、概ね5年後、または取組の進捗状況や社会経済状況、制度の変化および関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画内容を見直し、改定を行うこととします。

III ごみ・資源の現状

1. ごみ量、資源量の推移

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度にはごみ量・資源量ともに増加しましたが、その後は減少傾向にあります。資源化率は28%前後で推移しています。

平成31(2019)年度から陶器・ガラス・金属ごみの全量資源化を開始したため、ごみ量が減り、資源化率が上昇しました。その後は、社会的に電子化の推進や新聞の発行部数の低下などにより古紙の回収量が減少傾向にあるため、資源化率が低下しています。

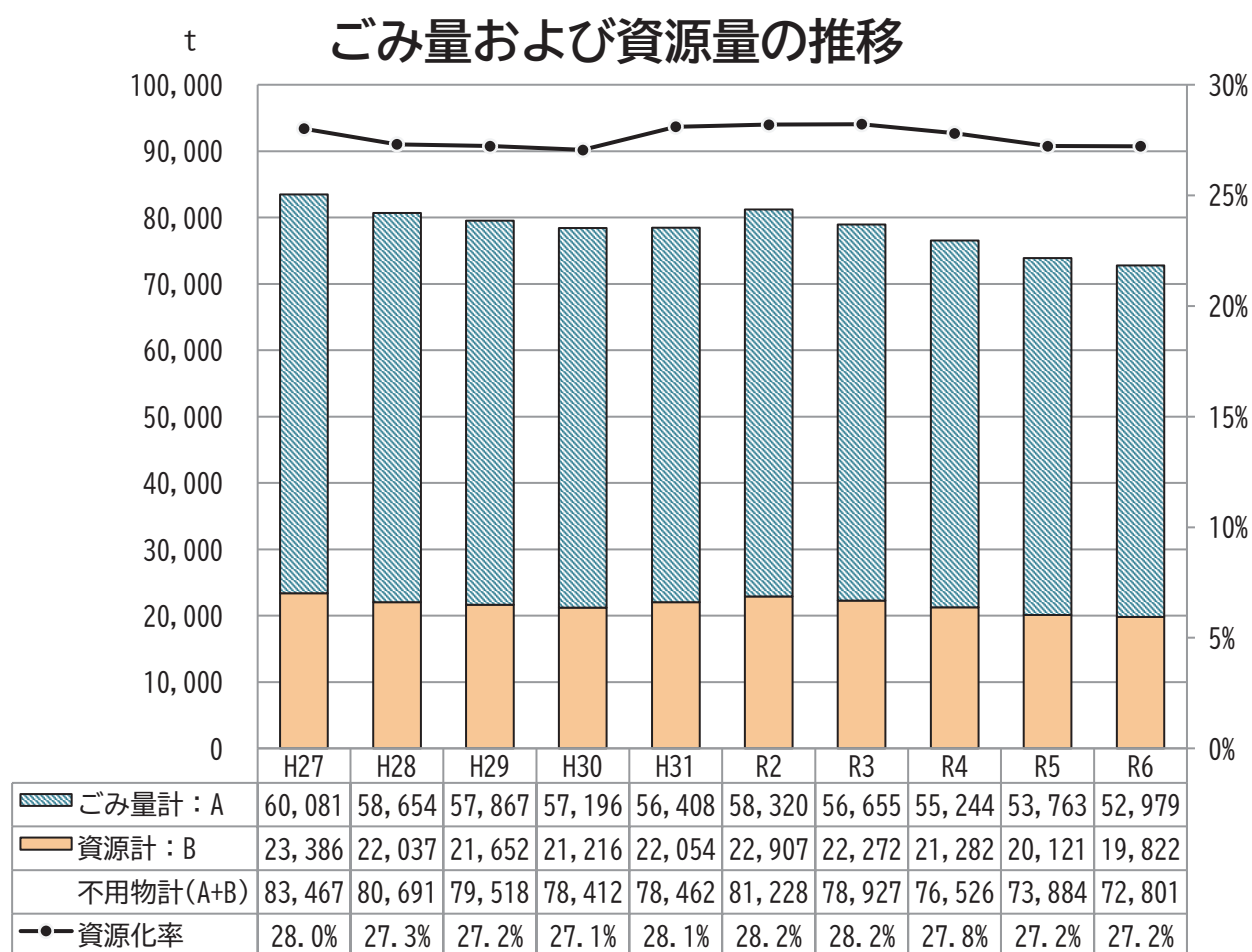


図 2 ごみ量および資源量の推移

※資源量は、残渣を含まない数値を記載

2. ごみの中に含まれている物

ごみの中に紙類、繊維類やプラスチックなど資源として活用できる物がまだ多く混入しています。令和6(2024)年6月に実施したごみ組成分析調査は図3、および図4のとおり、重量比で燃やすごみには28.3%の、陶器・ガラス・金属ごみには13.1%の資源化可能物（排出時に資源として分別が可能な物）が含まれています。

○燃やすごみ

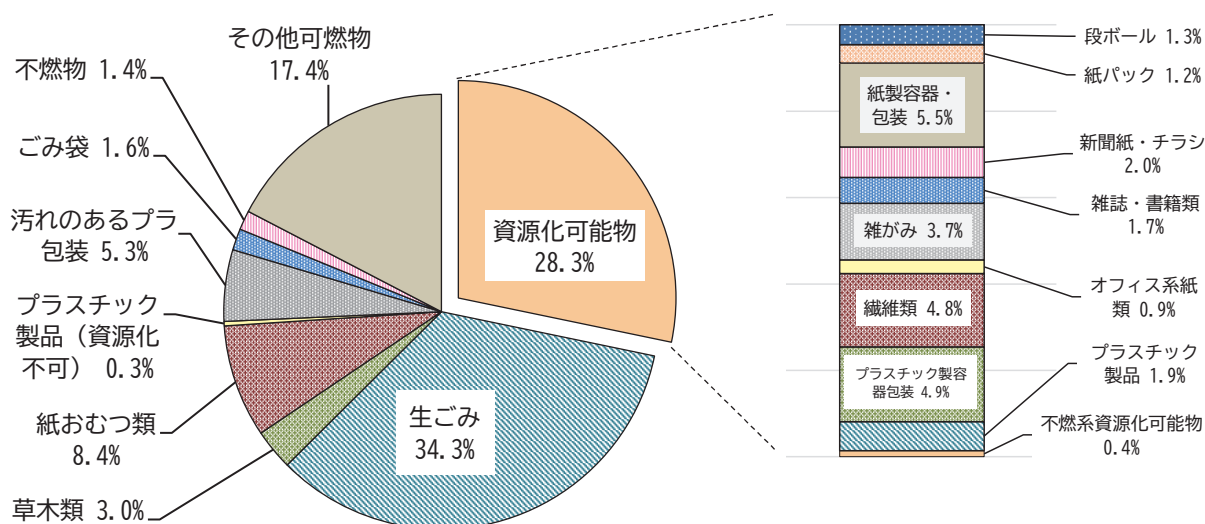


図3 燃やすごみの組成および含まれる資源化可能物
「ごみ組成分析調査〈令和6（2024）年6月実施〉」より

○陶器・ガラス・金属ごみ

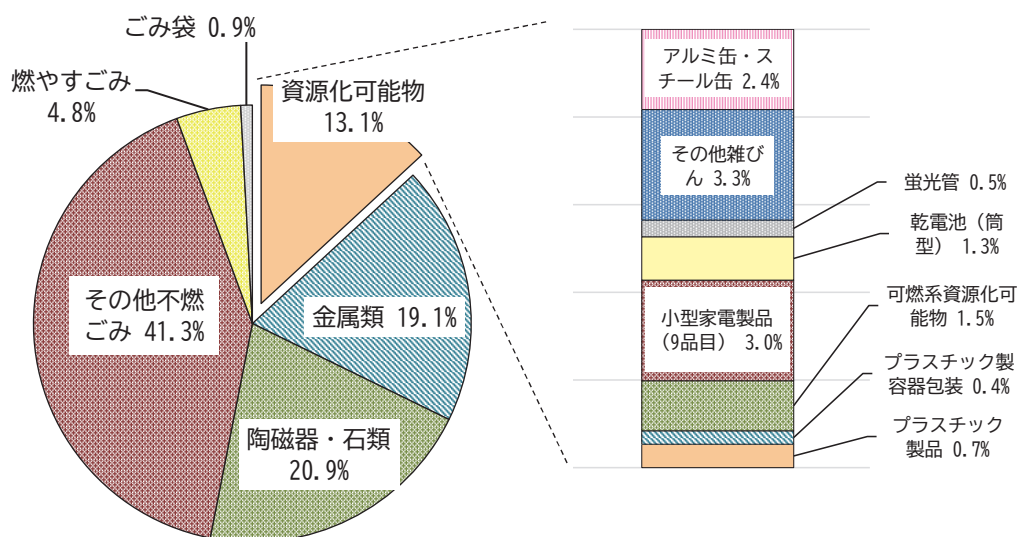


図4 陶器・ガラス・金属ごみの組成および含まれる資源化可能物
「ごみ組成分析調査〈令和6（2024）年6月実施〉」より

3. 廃棄物処理・資源化費用

令和6(2024)年度の廃棄物処理費用、資源化費用の合計金額は、55億4千8百万円となっています。平成31(2019)年度より廃棄物処理費用、資源化費用が増加しています。令和2年度より「集団回収維持対策制度」を創設したこと、ペットボトルの排出量の増加に伴い新たな中間処理施設への搬入を開始したこと、令和6年4月から製品プラスチックの回収を開始したことなどの区の事業の他に物価高騰の影響による人件費や車両費の増加も大きく費用が増加した要因です。

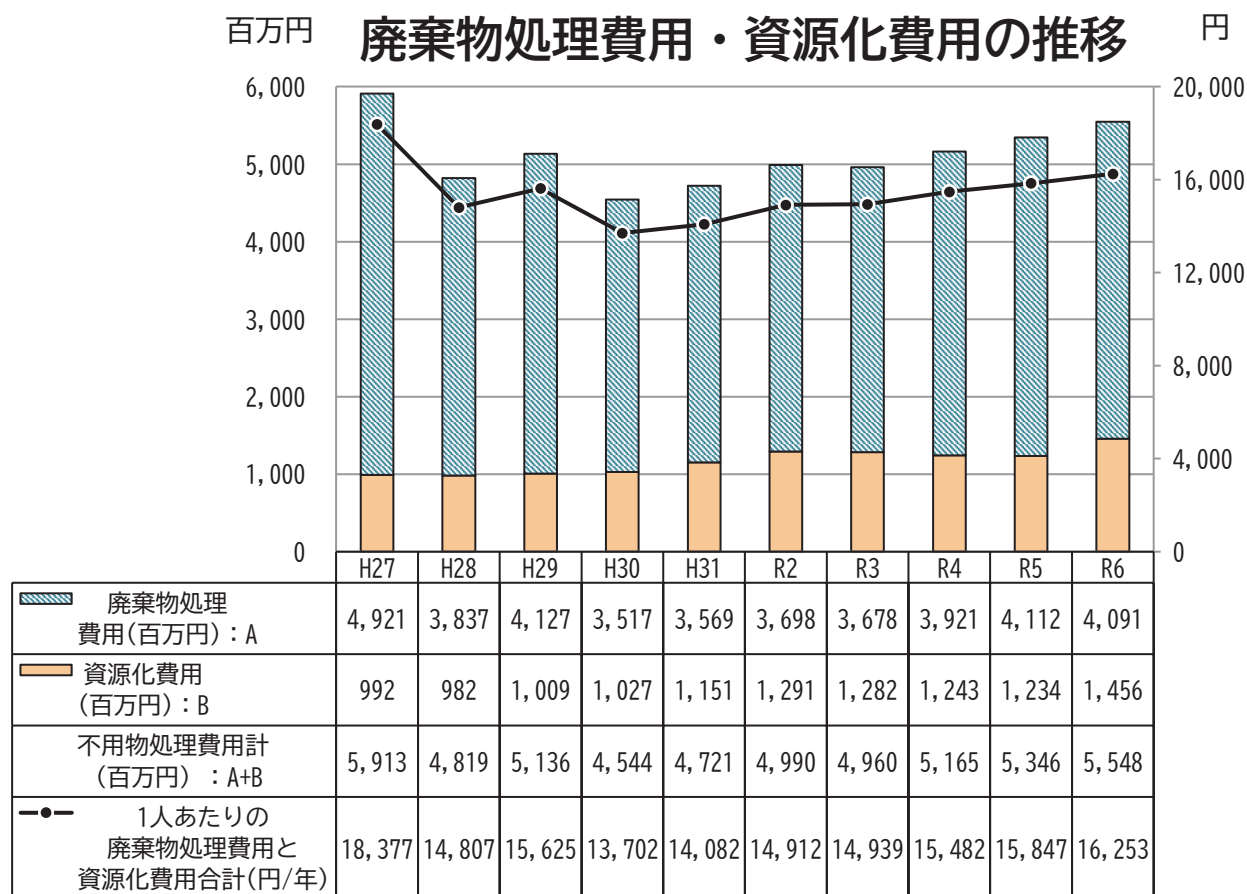


図 5 廃棄物処理経費・資源化経費の推移（歳出決算額より）

第2章 これまでの取組と成果

I 前計画の実施状況

1. 施策の実施状況

前計画では、脱炭素社会の推進を踏まえた持続可能な社会の実現のために「『環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市』をめざします。」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組みました。

(前回計画) 基本方針1：入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成

(1) 普及啓発の充実

中野区ごみ減量キャラクター「ごみのん」を様々な場面で活用することにより、ごみ減量施策を親しみやすくアピールし、無関心層や次世代を担う子どもたちをはじめとした幅広い年代にごみ減量意識の啓発を行いました。

令和6年10月には、リサイクル展示室の愛称を「ごみのんハウス」としてリニューアルしました。以前は、資源の回収やリユース品の展示・提供を中心に運営していましたが、リニューアル後は、回収した資源の行方を学べる展示を設置するなど、学習機能を強化しました。

(2) 食品ロスの削減

区民・事業者・行政が連携をとりながら食品ロス削減の取組を推進することを目指し、令和5年3月に食品ロス削減推進計画を策定しました。「2030年度までに食品ロスの量を1,961トン（年2％）減らす」などの目標を定め、目標達成に向けた取組を推進しました。

区内大学と連携した食品ロス削減対策レシピの提案と親子向け料理教室の実施、家庭で食べきれない食品を区内子ども食堂等に提供するフードドライブ事業などの食品ロス削減対策事業を実施しました。

食品ロス削減協力店事業では、区民への食品ロス削減の呼びかけ協力の他、コンビニチェーン等と協力した「手前どり」キャンペーンの実施や、協力店へ取材を行った内容を区民等に周知・PRするなど新たな取組を行いました。また、今後の連携の在り方等を検討するため、協力店へアンケート調査を実施しました。

(3) ごみと資源の発生抑制に関する啓発

令和6年4月から開始した資源プラスチックの回収に関する周知に合わせ、ワンウェイプラスチックを極力使用しないライフスタイルの提案など、プラスチック廃棄物の発生抑制についても啓発を行いました。また、令和6年度には、リサイクル展示室で常設実施していた古着のリユース事業を出張型に切り替え、区役所等の集客効果の高い施設で行うことで、より広く多くの方々にリユース意識を持つきっかけを提供しました。

〔前回計画〕基本方針2：分別の徹底と効率的な資源回収

(1) 分別の徹底・適正排出

ルールに沿った分別排出がなされるよう、集積所の改善や分別排出指導を行いました。管理人のいない小規模集合住宅については、専従の対策班を配置して適正排出を促しました。

(2) 効率的な資源化の推進

令和6年4月から製品プラスチックを含めた資源プラスチックの回収を開始しました。分別ルールの変更に合わせ、「資源とごみの分け方・出し方」をリーフレット形式から詳細な冊子版に刷新し、区内全域に各戸配布を行いました。

区民向けの説明会の実施、区報・ホームページ等でも積極的な広報を行い、プラスチック資源の循環を呼びかけながら、資源プラスチックの分別について周知しました。

〔前回計画〕基本方針3：事業系ごみの減量と適正排出

(1) 事業系ごみの減量と適正排出の促進

床面積 3,000 m²以上の建築物を対象に実施していた大規模事業用建築物への立ち入り調査を強化し、令和5年度からは1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物にも積極的に調査を実施し、排出指導や再利用の推進を促しました。

事業系廃棄物収集届出制度を活用した有料ごみ処理券の貼付指導、収集届出が未提出の事業者に対する訪問・文書指導を行い、事業系廃棄物の適正排出の徹底を推進しました。

〔前回計画〕基本方針4：環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

(1) 適正なごみと資源の収集・運搬

環境負荷を低減した安全かつ着実に効率的なごみの収集・運搬と資源回収に努めました。一部の業務には民間活力の導入を進め、高齢世帯の訪問収集を通じた安否確認の「声かけ」や粗大ごみの運び出しなど、区の直営職員でしか行うことのできないきめ細やかなサービスに注力しました。

小型充電式電池はこれまで区では回収せずに一般社団法人 JBRC の協力店での回収を促していましたが、区内に協力店が少なく利便性が低かったため、令和6年5月から区役所とりサイクル展示室で拠点回収を開始しました。また、充電式電池内蔵製品についても「危険物」として陶器・ガラス・金属ごみの日に排出するよう周知し、安全な回収と適正処理を行いました。

(2) 他区等と連携した処理・処分

中間処理の共同運営に加え、ごみ減量・適正排出に関する課題を特別区（以下「23区」と言う。）で共有し、現状の検証と将来推計を行った上で、「事業系古紙の工場搬入規制」、「廃棄物処理手数料の増額」、「家庭ごみの有料化」など共同して取り組むべきごみ減量施策について検討を開始しました。

(3) 災害廃棄物の適正な処理

「東京都災害廃棄物処理計画」及び「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」の改定に伴い、整合性を図るため、令和8年3月に「中野区災害廃棄物処理計画」を改定しました。また、改定に合わせて職員向けの対応マニュアルについても整備しました。

2. 前計画の数値目標、およびその達成状況

令和2(2020)年度策定の前計画では、目標年次の令和7(2025)年度には①区民1人1日あたりのごみ排出量を431gへの減量、②区民1人1日あたりの不用品総量¹を610gへの減量、③燃やすごみの中の資源化可能物の混入率を22.8%に低下させることを目指しました。令和6(2024)年度の実績値は、区民1人1日あたりのごみ排出量が425g、区民1人1日あたりの不用品総量が584gとなり、既に令和7(2025)年度の目標値を達成しましたが、燃やすごみの中の資源化可能物の混入率は、まだ目標値を達成できていません。

		平成31 (2019)年度 実績	令和6 (2024)年度 実績	令和7 (2025)年度 目標値
①1人1日あたりごみ量(g) ²		460	425	431
ごみ量 (区収集 年間)	燃やすごみ(t)	54,088	50,271	52,288
	陶器・ガラス・金属ごみ(t)	207	145	207
	粗大ごみ(t)	2,113	2,563	1,991
	ごみ量合計(t) A	56,408	52,979	54,486
資源量 (年間)	缶(t)	997	942	985
	びん(t)	2,932	2,614	2,939
	プラスチック製容器包装(t) ※令和6年度実績は資源プラスチック(100%プラスチック製品含む)	2,094	2,241	2,047
	ペットボトル(t)	1,130	1,412	1,172
	古紙(t)	12,001	10,354	12,532
	古着・古布(t)	510	432	544
	乾電池(t)	30	31	31
	食用油(t)	3	3	3
	小型家電(t)	4	8	5
	蛍光灯(t)	2	3	2
	金属系粗大(t)	507	438	457
	陶器・ガラス・金属(t)	1,844	1,344	1,912
	資源量合計(t) B	22,054	19,822	22,629
不用品総量合計(t) (A+B)		78,462	72,801	77,115
②1人1日あたり不用品総量(g)		639	584	610
③燃やすごみの中の 資源化可能物の混入率		27.5%	28.3%	22.8%

表1 近年の排出実態、および前計画における目標値

¹不用品総量：燃やすごみ＋陶器・ガラス・金属ごみ＋粗大ごみ＋資源量（集団回収分＋行政回収分）

²1人1日あたりごみ量：区が1年間に収集し、清掃一組の中間処理施設へ搬入したごみ（燃やすごみ＋陶器・ガラス・金属ごみ＋粗大ごみ）÷当該年度1月1日人口÷365日（閏年(H31(2019)年度)は366日）

II 計画改定に向けた課題

区のごみ・資源の現状や社会情勢の変化等により、計画を改定するには以下の課題があります。

(1) 資源を含めた不用物総量の減量促進

計画で掲げている「ごみゼロ³」を実現するためには、リサイクルを推進するだけでなく、区民・事業者が日常的にごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用物総量」そのものを減らす必要があり、資源を含めた不用物のより一層の排出減が求められます。3Rの中でも優先順位が高いリデュース（発生抑制：不用物となる物を受け取らない）やリユース（再使用：物を繰り返し使う）のさらなる推進が必要となります。

ごみの中にはまだ資源化可能物が多く混入しています。改善のためには、分別の必要性や分別方法を周知するなど、さらなる普及啓発が必要です。「令和6年度 中野区一般廃棄物処理基本計画改定に伴う基礎調査」（以下「基礎調査」という。）で実施した家庭ごみアンケート調査の結果において、ごみ・資源の分け方・出し方の情報発信の充実を望む声が多いという結果が出ていることから、わかりやすく、探しやすい情報発信が求められています。さらに、無関心層にも働きかけるような普及啓発の工夫が必要です。

燃やすごみの中には厨芥類（生ごみ）が多く含まれています。前回の計画でも力を入れて推進した食品ロスの削減について、引き続き事業者等と連携を深め、より効果的な取組の検討を行うなど減量を促していく必要があります。

ごみの減量については、生産段階からリサイクルの視点を持つことが重要になります。機会を捉え、国や業界団体に対し、リサイクルしやすい製品づくりや環境負荷の少ない生産工程の確立など拡大生産者責任⁴を踏まえた製造工程の確立を訴えていくことも必要です。

(2) 23区全体のごみ量、最終処分量の削減推進

23区のごみの中間処理は、清掃一組による共同処理を行っています。ごみ量の減少傾向により、平成15(2003)年に新たな清掃工場を整備しないことを決定し、中野区内には清掃工場が整備されていません。区は、他区と連携しながら、23区の一員としてごみ減量に向けた責任を果たしていくことが必要です。

清掃工場の整備については、ごみ量推計に基づき、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画の中で定めています。近年の建設資材の高騰や労務単価等の上昇の影響により、施設整備費も高騰しています。効率的・効果的な中間処理の運営を図るためには、さらなるごみ減量を目指す必要があります。23区が一斉に実施するごみ減量施策案（「事業系古紙の工場搬入規制」、「廃棄物処理手数料の増額」、「家庭ごみの有料化」）について十分に検討を行った上で、可燃ごみの全量焼却を継続していくための施設整備計画を策定することが求められています。

現在、東京湾の埋立処分場が使用できる年数は、残り50年余りと見込まれています。今後、大規模災害の発生等、状況の変化によっては、さらに埋立期間が短くなる可能性もあります。埋立処分場を一日でも長く利用するためにも、ごみ量を削減する努力が必要です。

³ 「ごみゼロ」：積極的にごみの発生抑制、資源の回収を行い、残ったごみを焼却・熱回収し、灰を有効利用することで埋め立てるごみをゼロとすること。

⁴ 拡大生産者責任：生産者が、製品の製造・流過程の工夫から廃棄後の処理やリサイクルの費用負担等まで責任を負うべきとの考え方。

(3) 資源化の促進

古紙・古布の回収は、区内全域で町会・自治会等の実践団体による集団回収で実施しています。区では報奨金の支給や標識旗の貸与等の支援を行っており、今後も実践団体の自主的な活動を安定して継続していけるよう、支援を強化する必要があります。また、「基礎調査」で実施した家庭ごみアンケート調査の結果において、「雑がみ」を分別していると回答した割合が「48.6%」と、他の資源よりも低いことから、「雑がみ」に関する普及啓発に力を入れ、燃やすごみに排出される資源化可能な紙類が適正に資源として排出されるよう促す必要があります。

また、区では収集した陶器・ガラス・金属ごみや粗大ごみの中から資源化できる物を選別・ピックアップし、資源化しています。選別作業の見直しや再資源化方法の研究を進め、資源化率をさらに向上させるための検討を行う必要があります。これまで時勢に合わせて様々な品目の資源化を開始してきましたが、ごみゼロ都市を目指し、さらなるごみ減量実現のため、新たな資源化品目の調査・研究を引き続き行うことが求められています。

(4) 事業系ごみの発生抑制と適正排出

中野区独自の施策である「事業系廃棄物収集届出制度」について、より効果的な活用を行うことで、事業所から排出される廃棄物を自らの責任において適正に処理するという「事業者処理責任の原則」のもと、事業者の責任感を喚起し、適正な分別排出と発生抑制を促進していく必要があります。また、23区が共同で検討している事業系古紙の搬入規制など事業系古紙の資源化の対応などが求められています。事業系廃棄物収集届出制度の見直しや、民間企業による収集拡大の研究など事業系ごみの発生抑制や適正排出の取組が必要です。

(5) 安定した清掃事業の継続

区民の安定した生活を維持するためには、中野区が実施する廃棄物の適正な収集・運搬・処理は必要不可欠なサービスの1つであり、安定的に事業を継続することが求められます。安定的な清掃事業には、物価高騰や人材不足など社会情勢にも左右されない強固な体制づくりが区をはじめ区が委託している民間企業にも必要になってきます。

近年、清掃工場や運搬車両における火災事故が増えており、清掃事業の運営に支障を来しています。この要因としてはコードレス化した製品が増え、リチウムイオン電池などの小型充電式電池の使用が増加したことが挙げられています。小型充電式電池は、過度な力が加わると発熱・発火する危険があり、運搬車両や廃棄物処理施設の火災の原因となります。火災事故を防ぐため、正しい分別と適正排出を促すとともに、安全な回収・運搬体制を整える必要があります。

また、高齢化や今後の社会情勢に合わせたきめ細やかなサービスを区民に提供できる体制を今後も継続していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

I 基本理念と計画目標

1. 基本理念

「持続可能な循環型ごみゼロ都市」を目指します。

ごみの減量や埋め立て量の削減、資源の使用量削減や再使用、再生利用など、ごみと資源に関する諸課題は、地域だけでなく、東京都や我が国、ひいては温暖化や気候変動などの地球環境全体に関わる問題です。脱炭素社会を推進するためにも、限られた資源を有効に使い、環境負荷を少しでも低減するライフスタイルを構築することは必要不可欠です。

23 区の廃棄物は、清掃工場で焼却した後、東京湾にある処分場に埋め立てています。現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、23 区の最後の埋立処分場です。残された埋立処分場を一日でも長く使用するため、さらなるごみ減量や資源化促進の取組を積極的に進めていかなければなりません。

区においても、単にごみを減らすだけでなく、資源を可能な限り効率的かつ循環的に活用することで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷が低減された持続可能な社会の実現のために、「『持続可能な循環型ごみゼロ都市』を目指します。」を基本理念として掲げます。発生抑制を第一に考えて行動し、使用できる物は繰り返し使うことで排出するごみと資源の全体量を減らし、それでも不用になった物は可能な限り資源化を行うことで、埋め立て処分量ゼロを目指します。

2. 将来の姿

区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、互いに協力し合うことで、ごみを出さない生活スタイルや事業活動を実践するとともに、環境に配慮したごみの減量化や効率的な資源化の取組が進み、ごみの減量が実現しています。

●「持続可能な循環型ごみゼロ都市」の具体的イメージ●

未来のために、今までの暮らしを積極的に見直し、不要な物は買わない、もらわないこと（発生抑制）を第一に意識・行動し、使用できる物は繰り返し使う、あるいは有効に使い回す（再使用）ことを最大限に実施し、それでも出てしまう不要な物はできる限り資源とする（再生利用）という、3R*の取組を推進し、最終的に残ったごみは、焼却時のエネルギーを有効利用するほか、焼却後の灰をセメント原料化・スラグ化するなどして有効利用し、最終的に埋め立てるごみをゼロに近づけようとするまちのあり方です。

*3R＝リデュース（Reduce:発生抑制）リユース（Reuse:再使用）リサイクル（Recycle:再生利用）

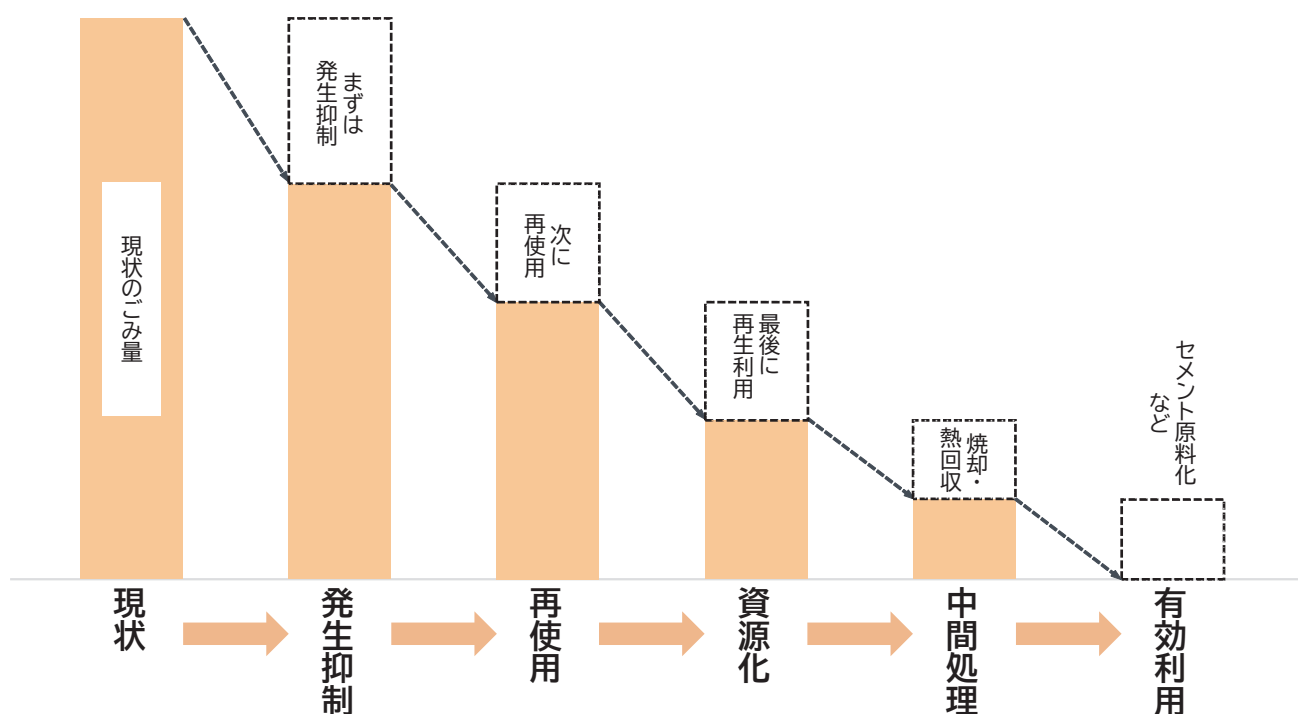


図 6 ごみゼロイメージ

3. 基本方針

「持続可能な循環型ごみゼロ都市を目指します。」という基本理念を達成するため、以下のとおり基本方針を定め、推進します。

基本方針1	発生抑制、再使用の意識醸成
--------------	----------------------

区民や事業者がライフスタイルや事業のあり方を見直し、入り口からごみの発生を抑え、資源を繰り返し利用する暮らしや事業活動が営まれるまちにしていけるよう、様々な事業や取組を通じて幅広く啓発を行い、意識の醸成を図り、行動変容につなげます。

基本方針2	分別の徹底と効率的な資源回収
--------------	-----------------------

入り口で発生を抑え、使える物を繰り返し使用しても、なお不用となる物を効率的に資源化するため、区民誰もが参加しやすい資源回収や、分別徹底の指導を進めます。

基本方針3	事業系ごみの減量と適正排出
--------------	----------------------

事業系廃棄物収集届出制度の推進や排出指導、立ち入り調査等を通じて、事業者における適正排出やごみ減量がより進むようにしていきます。

基本方針4	環境に配慮した安全かつ着実に効率的な収集・運搬・処理
--------------	-----------------------------------

ごみと資源について、環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理を選択し、安全に配慮した着実な収集・運搬・処理を行っていきます。また、23区全体、清掃一組、都や国と連携し、さらなるごみ減量や緊急時におけるごみ処理の連携体制についても強化していきます。

4. ごみ減量の指標、目標

(1) ごみ減量の指標について

「前計画の数値目標、およびその達成状況」で記載したとおり、前回計画で掲げた目標のうち、①区民1人1日あたりのごみ排出量、②区民1人1日あたりの不用物総量については、現時点で目標を達成することができましたが、③燃やすごみの中の資源化可能物の混入率の目標は、まだ達成できていません。本区におけるごみ量、不用物量の総量自体は減少していますが、資源化可能物の適正処理に向け、さらなる施策・啓発の必要があります。

(2) 減量目標の考え方

①区民1人1日あたりのごみ排出量

②区民1人1日あたりの不用物総量

ごみ排出量、および不用物総量の目標値の設定にあたり、近年の区の排出実績をもとにごみ・資源の発生量を推計しました。各年度の品目ごとの排出実績を、日数、人口で割り1人1日あたりの排出量を算出し、トレンド推計法⁵で1人1日あたりのごみ排出量の将来予測を行いました。この将来推計に基づき、基本理念を達成するための目標値を設定しました。

③燃やすごみの中の資源化可能物の混入率

令和6年4月からの資源プラスチックの回収開始により、資源化可能物の品目が増えたこともあり、前回計画の目標値をまだ達成できていません。分別の徹底をさらに呼びかけ、燃やすごみの中の資源化可能物の混入率を毎年度1%減少することを目指します。

⁵ トrend推計法：時間の経過に従って変化する現象を、一定の規則性を持つ傾向線として近似的に一次関数、指数関数等によってモデル化し、これを延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を数量的に把握する予測手法。

(3) 本計画におけるごみ減量目標

基本理念を達成するため、前述の「ごみ排出量」、「不用物総量」、「燃やすごみの中の資源化可能物の混入率」の3つの指標について目標値を以下のとおり定めます。これらの数値は近年の区の排出実態や組成調査を踏まえた将来推計に基づき設定しました。

指 標	令和 6 (2024)年度 実績	令和 12(2030)年度 目標値	令和 17(2035)年度 目標値
①区民1人1日あたり のごみ排出量	425 g/人・日	400 g/人・日	379 g/人・日
②区民1人1日あたり の不用物総量	584 g/人・日	545 g/人・日	508 g/人・日
③燃やすごみの中の 資源化可能物の混入率	28.3%	22.3%	17.3%

表 2 本計画における達成目標

(4) 目標を達成した場合の総排出量

	令和 6 (2024)年度 実績	令和 12(2030)年度 推計※	令和 17(2035)年度 推計※
人口 (人)	341,322	360,353	365,136
ごみ量 (t)	52,979	52,663	50,661
不用物総量 (ごみ+資源) (t)	73,183	71,686	67,823

表 3 本計画を達成した場合での、計画目標年度における総排出量推計

※人口推計については、中野区基本計画の「将来人口推計」より

(5) 目標を達成した場合の総排出量推計の内訳

		令和 6 (2024)年度 実績値	令和 12 (2030)年度 目標達成時 推計値	令和 17 (2035)年度 目標達成時 推計値
1 人 1 日あたりごみ量(g)		425	400	379
ごみ量 (区収集 年間)	燃やすごみ(t)	50,271	49,800	47,828
	陶器・ガラス・金属ごみ(t)	145	165	163
	粗大ごみ(t)	2,563	2,698	2,670
	ごみ量合計(t) A	52,979	52,663	50,661
資源量 (年間)	缶(t)	942	990	1,002
	びん(t)	2,614	2,540	2,395
	資源プラスチック(t)	2,241	2,632	2,649
	ペットボトル(t)	1,412	1,567	1,551
	古紙(t)	10,354	8,740	7,025
	古着・古布(t)	432	456	463
	乾電池(t)	31	32	32
	食用油(t)	3	3	3
	小型家電(t)	8	6	6
	蛍光管(t)	3	3	3
	金属系粗大(t)	438	470	465
	陶器・ガラス・金属(t)	1,344	1,584	1,568
	資源量合計(t) B	19,822	19,023	17,161
不用物総量合計(t) (A + B)		72,801	71,686	67,823
1 人 1 日あたり不用物総量(g)		584	545	508

表 4 ごみ及び資源の排出量推計の内訳

II 計画実現のための重点施策

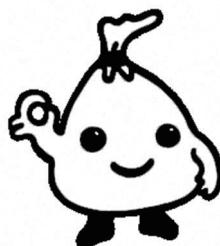
基本方針1	発生抑制、再使用の意識醸成
-------	---------------

1. 普及啓発の充実

(1) イメージキャラクター（ごみのん）を活用したごみ減量普及啓発

平成 17(2005)年度に区民公募により誕生したオリジナルの中野区ごみ減量キャラクター「ごみのん」を様々な場面で活用することにより、区民に親しみやすくアピールし、無関心層や次世代を担う子どもたちにもごみ減量の取組を知るきっかけを提供することで、ごみを出さない生活スタイルが区民全体に根付くよう、普及啓発を促進します。また、平成 31(2019)年度に製作した「ごみのん」の着ぐるみをイベントや動画等で活用し、広くごみ減量を呼びかけていきます。令和 7(2025)年度からは、区立小学校の新 1 年生に「ごみのん」の反射キーホルダーを配布しました。今後も引き続き小・中学校等との連携を強化し、「ごみのん」の認知度を上げるとともに、ごみ減量や食品ロス削減の普及啓発を行っていきます。

ごみ減量キャラクター



ごみのん

ごみ袋をイメージしたキャラクターで、指で「0（ゼロ）」を表し、ごみゼロを訴えている。

(2) ごみ減量出前講座、環境教育の充実

町会・自治会や消費者グループ、小・中学校、各種団体等からの依頼に応じて、座学やゲーム・クイズ方式による出前講座を行い、ごみ減量意識を醸成していきます。

スケルトン清掃車⁶を活用した小学校や保育園・幼稚園での環境学習にも引き続き力を入れていきます。子どもから家庭・地域へのごみ減量・リサイクルに対する意識が浸透していくよう、楽しく学び心に残る学習体験になるように工夫をしていきます。また、区内で行われる様々なイベントに参加し、令和 6 年度に作成した子どもサイズの清掃作業員の制服を活用して、より清掃事業に興味を持ってもらえるようアピールをしていきます。今後は、動画等を活用した講座形式を検討し、より広く区民が参加できる講座の工夫をしていきます。

⁶ スケルトン清掃車：荷箱を透明にし、ごみが積み込まれる様子を見ることができるようにした清掃車。

(3)「資源とごみの分け方・出し方」冊子・リーフレットの充実

「資源とごみの分け方・出し方」の内容をさらに充実させていきます。区で生活する入口部分での周知が重要であるため、転入手続き等の際に配布し、情報を必要とする区民の元に届けることを徹底します。また、分別変更時だけでなく、数年に1度、中野区内全域に全戸配布を行うことで、ごみ減量とリサイクル推進のための啓発を強化します。

外国語版については、英語・中国語・ハングル・ベトナム語・ネパール語の5ヶ国語を作成し、配布、およびホームページ上で公開しています。また、ユニバーサルデザインによる日本語のリーフレット「やさしい日本語」の内容を見直して充実を図り、より多くの区民に対して古紙等の集団回収や資源プラスチックのリサイクル等の資源分別方法が周知できるようにしていきます。

(4) ICT を活用した情報発信、啓発

スマートフォンによる「資源とごみの分け方・出し方」の啓発アプリケーションの内容を充実させ、お知らせ機能等を活用することで適正排出とごみ減量、ごみの発生抑制行動を呼びかけます。令和7年度にベトナム語とネパール語を追加して5カ国語対応となった外国語での利用をPRし、国籍や年齢を問わず広く区民にダウンロードを促して周知を図ります。また、令和5年2月に導入した「中野区ごみ分別チャットボット」の運用について見直しを行い、区が導入するシステムと調整を図りながら、わかりやすく探しやすいごみ分別検索ツールを導入していきます。

(5) リサイクル展示室の運営

これまで区のリサイクル展示室は資源の拠点回収やリユース事業を中心に運営していましたが、学習機能の強化を図るため、資源のリサイクルの行方を学ぶことができるパネル等を展示し、ごみ減量やリサイクルに関する情報を発信する場としてリニューアルをしました。また、愛称「ごみのんハウス」として、フォトスポットなどを配置し、体験型の子ども向けのミニ講座やクイズラリーを実施するなど「ごみのん」に親しみながら、資源とごみについて楽しく学べるスペースとして運営していきます。また、令和7年度からペットボトル自動回収機を設置し、利用促進の啓発を行うなど、引き続き拠点回収やリユース事業の拠点としての役割も果たしていきます。

展示室の写真

(6) 区ホームページや情報誌等広報媒体の充実

区民が必要とする情報をわかりやすく、知りたいことが探しやすいホームページを作成し、常に最新の情報を区民に提供します。また、平成31(2019)年度から発行しているごみ減量・リサイクル情報誌「ごみのん通信」については、区ホームページ掲載を行うことで、発刊ペースをあげてより多くの情報を提供できるようにしました。今後も、時宜を捉えた情報を広く区民に届けていきます。また、区のイベントや3R推進月間等の機会を捉え、区役所やイベント会場等において視覚的に伝わりやすいごみ減量パネル展示やデジタルサイネージを活用した広報等を行い、区民のごみ減量意識を醸成していきます。さらに、分別方法やごみ減量の意義等について、楽しく、わかりやすく伝えるために動画を活用した普及啓発を行っていきます。

2. 食品ロスの削減

(1) 家庭、事業所における食品ロス削減のための啓

食品ロス削減にむけて、家庭および事業所における食品ロス削減の啓発を行います。特に、家庭から出る食品ロス量が削減できていないことから、区民が、食品ロス問題を「我が事」として捉え、日々の暮らしの中で実践できる具体的な取組を周知していきます。食べ物を無駄にしないために、なるべく残さずに食べること、材料を買いすぎないこと、適量を注文すること、食材を使い切ることなど、「もったいない」という意識を定着させます。

(2) 区内大学等と連携した食品ロス削減の取組

区内大学等と連携して親子向け料理教室の実施、若い世代に向けた食品ロス削減啓発動画の制作及び発信等、学生の教育機会にも貢献しながら、食品ロス削減の取組を実施していきます。

料理教室の写真

(3) 飲食店・食品小売店等と連携した食品ロス削減対策事業

食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を協力店(なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ)として登録(269店舗が登録(令和7(2025)年9月時点))し、店舗の取組や外食時の適量注文及び3010運動の推進による食べきりを区民等に周知することで、食べ残しで発生する食品ロスの削減を推進していきます。今後は、協働でイベントを実施する等、無関心層へもアプローチできるような事業を検討・展開していきます。

(4) フードドライブ事業の実施

家庭で食べきれない保存可能な食品をリサイクル展示室等で受け付け、社会福祉協議会を通じて区内の子ども食堂等の福祉団体に提供することで、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の有効活用を図り、食品ロスの削減を推進します。また、食品を受け付ける機会を活用し、区民に対して発生抑制や食品ロス削減の重要性についても啓発していくほか、実施のための啓発ツールの貸出等、フードドライブ実施の支援も継続していきます。

(5) 食品ロス削減における他自治体との連携

平成 30(2018)年度から参加している「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」で実施している共同キャンペーン等に積極的に参加し、効果的な食品ロス削減事業を行っています。また、他自治体と情報交換を積極的に行い、近隣区と連携した効率的で波及効果のある食品ロス削減事業の展開についても検討していきます。

(6) 食品ロス削減における小・中学校との連携

区立小学校4年生に配布しているごみ減量啓発冊子「減らそうごみーできることからはじめようー」に食品ロス削減の内容を掲載し、学校教育を通じた意識啓発を行っています。また、令和7(2025)年度から、区立小学校の新1年生に対し、給食の食べ切りを呼びかける食品ロス削減の啓発と「ごみのん」の周知のために反射キーホルダーを配布しました。今後も、子どもたちから「もったいない」という意識や食べ物を大切にする心を育成するとともに、子どもから家庭への普及を図るため、小・中学校等との連携を強化し、様々なツールによる啓発を行っています。

3. ごみと資源の発生抑制に関する啓発

(1) プラスチックの発生抑制に関する啓発

令和4(2022)年にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックの発生抑制および資源化は、区としても一層取り組む必要がある事項です。ごみ減量の観点からも、プラスチックの分別の徹底、ワンウェイプラスチック製品の使用削減など、区民、事業者への普及啓発を続けていきます。

(2) 資源としての「雑がみ」の回収促進

燃やすごみに多く含まれる紙類の中でも、資源として排出することがあまり区民に浸透していない「雑がみ」(新聞・雑誌・段ボール以外の資源化できる紙類)について、「雑がみ保管袋」を作成・配布するなどし、区民に「雑がみ」の分別を呼び掛けていきます。ごみ減量出前講座、リサイクル展示室やイベントでのパネル展示などを通じ、禁忌品(リサイクルに適さない物)などを区民にわかりやすく説明し、質のよい資源としての「雑がみ」回収を促進していきます。

(3) リユース関連情報の配信

リサイクル展示室でのリユース品の展示・提供を継続し、区民が利用できるリユースに関するサービスの情報発信を積極的に行うなど、区民のリユース意識が向上するような啓発を実施していきます。令和6(2024)年度より「出張! ごみのんハウスの古着リユース」を区役所や区民活動センターでイベント開催し、着なくなった衣類の再利用を通じて、広く区民にリユース意識を啓発しています。また、民間のリユース事業者と連携したリユースの促進に取り組んでいきます。

(4) 生ごみの水切りの促進

燃やすごみに含まれる生ごみは約35%で、そのうちの約80%が水分だと言われています。ごみ減量には、生ごみの水切りが効果的です。引き続き、生ごみ処理機のあっせん事業を実施するとともに、今後は「ごみのんの水切り大作戦!」と称し、区民に広く生ごみの水切りを呼びかける普及啓発事業を展開していきます。

4. 分別の徹底・適正排出

効率的な資源化を行うためには、正しくごみを分別し、排出ルールを守ることが重要です。そのため、適正排出の指導に一層力を入れていきます。

(1) 排出指導、不法投棄対策

区では、区職員がごみ集積所の指導や小規模住宅等に対する指導、そして不法投棄や不適正排出の対策を行っています。区民・事業者等との連携による排出方法の普及啓発活動やパトロールの実施等により、効果的な排出指導を徹底します。

また、不法投棄や不適正排出等の問題を抱える集積所を対象にした集積所等監視カメラの活用により、引き続き問題を抱える集積所を減らすよう努めます。

(2) 集合住宅への指導徹底

建物の規模にかかわらず、既存の集合住宅にも専用ごみ集積所の設置を促します。転出入の多い集合住宅には、管理会社や不動産関係協会等と連携してリーフレットを配布するなど、きめ細やかな指導によりごみの不適正排出を抑止します。

(3) 危険物・有害物の分別徹底、混入防止

ガスボンベや自動車バッテリー等の危険物・有害物は区が収集を行わないこと、事業者の責任で自主回収していることを区民に周知し、ごみへの混入を防止します。

特に近年、スマートフォンや加熱式たばこ等に使用されているリチウムイオン電池が原因の火災が多く発生しています。危険物として、他のごみとは別の袋で集積所に排出することを周知徹底していきます。

(4) 家庭ごみにおける費用負担制度について

効率的・効果的な清掃工場の運営を図るため、「さらなるごみ減量の推進」が求められ、23区が一斉に実施するごみ減量施策の中の一つとして「家庭ごみの有料化」の検討が始まりました。収集作業員の確保や経費の増額、区民の経済的負担など、様々な課題・懸念点をあげ、それに対する方策を十分に検討してから実施の可否を慎重に議論していく必要があります。

5. 効率的な資源化の推進

目標の達成に向け、区では様々な品目の資源化に取り組んできました。今後は、より効率的に資源化を行い、より一層環境負荷の低減に配慮した資源化を目指していきます。

(1) ごみとして収集した物の資源化、新たな資源品目の回収

粗大ごみに含まれる金属を回収、資源化する事業を継続します。また、陶器・ガラス・金属ごみとして回収した物の全量資源化を引き続き実施し、現状、資源化できない微小な物が埋立処理にならないようさらなる資源化の実施を検討します。

ごみとして排出される物の中から、資源化できる品目を増やす必要がある一方で、新たな資源回収品目を増やすためには、保管場所や選別施設の確保、人員・回収車両の確保やコスト負担などの検討を行う必要があります。

(2) 拠点回収の促進

ペットボトル・乾電池・小型充電式電池・蛍光灯・食用油・小型家電（9品目）については、区の施設を利用した拠点回収を継続し、効率的に資源化を実施します。拠点回収を行っていることを区民に向けて周知徹底し、拠点回収への排出をさらに促していきます。

(3) びん・缶・ペットボトルの回収

適正な状態で排出されるよう普及啓発に努めていきます。また、集積所使用人数の増減や生活様式の変容、季節や気候等の様々な状況に対応した適切な行政回収を行っています。

(4) 自動回収機によるペットボトルの回収

令和8(2026)年3月現在、区内15箇所にペットボトル自動回収機を設置しています。また、民間企業の独自での設置も増えています。今後も、効率的に運搬ができ、環境負荷が低減できることやポイント制度が利用できることを広くアピールし、自動回収機の利用を促します。

(5) プラスチック資源の回収

区では令和6(2024)年4月から、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を行っています。分別方法の変更に伴い、改めてプラスチック類の分別回収に関する普及啓発を区内全域で行いましたが、依然として燃やすごみの中に資源化可能なプラスチック類が含まれています。資源として適正排出されるよう、区報や区ホームページ、区の公式SNS等の様々な広報媒体やごみ減量出前講座等を活用して分別をわかりやすく周知するとともに、ごみ減量出前講座等においても資源プラスチックの排出方法の周知を徹底していきます。

(6) 集団回収に対する支援の推進

古紙(新聞、雑誌、段ボール)回収は、区内全域で、町会・自治会、PTA などの実践団体が行う集団回収により実施しています。また、古着・古布回収は一部を除く地域で集団回収により実施しています。

区では、集団回収を実践する団体に対し、報奨金の支給、標識旗等の貸与、「集団回収ニュース(地域版)」の発行、区ホームページや区報等によるPRなどの支援を行っています。また、古紙を回収する事業者に対しても、古紙の売却量や売却価格が低下しても事業を継続できるよう支援を行っています。今後も、区内の家庭から排出される資源が安定して回収されるよう町会・自治会等や、回収事業者と協力していきます。

(7) 資源の持ち去り対策の強化について

区では、集団回収の古紙や缶等の持ち去り被害の対策として「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を策定し、持ち去り行為を禁止しています。平成30(2018)年1月1日から罰則規定及び氏名等の公表規定を設け、対策を強化していますが、新たに資源化を開始した陶器・ガラス・金属類において、持ち去りが発生しています。持ち去り行為の抑止を今後も進めていくとともに、法整備による体制強化も検討していきます。

6. 事業系ごみの減量と適正排出の促進

(1) 事業系廃棄物収集届出制度の推進

区では、平成 28(2016)年 2 月に事業系廃棄物の減量・資源化推進及び適正排出を促進するため、事業系廃棄物収集届出制度を導入しました。廃棄物処理手数料の改定に伴う有料ごみ処理券の改定の周知の機会に、届出事業者データの更新を行うとともに、適正排出の普及啓発を行います。前回計画において実施予定だった区の収集に排出できるごみ量の基準の見直しが未着手であるため、本計画の期間において、実施を進めます。

(2) 大規模事業用建築物への立ち入り調査

本区では床面積 1,000 m²以上の建築物に対して立ち入り調査を行い、排出指導や再利用の推進を指導しています。廃棄物管理責任者を対象とした講習会をオンラインで開催するなど、参加しやすい方法を検討し、講習会参加率 100%を目指します。また、大規模事業者からの再利用計画書を活用することで、事業者におけるごみ減量・リサイクルに対する意識啓発に努めます。

(3) 排出指導の徹底

事業系廃棄物収集届出を活用し、事業系有料ごみ処理券の未貼付や不適正排出に対する指導を徹底して行い、他機関とも連携を行うことで、適正な分別排出を促します。特に課題となっている民泊事業者への排出指導については、保健所との連携をさらに強化し、適正排出を促していきます。

(4) 一般廃棄物処理業者等に対する適正処理の推進

一般廃棄物処理業者に対し、指導を適切に行い、区内事業者から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を促します。

(5) 小規模事業者に対する資源・ごみの排出に対する支援の検討

23 区では、一斉に実施するごみ減量施策の一つとして「資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制」を検討しています。清掃工場に搬入される事業系ごみの約 48%を紙類が占めており、資源化可能な紙類の搬入を規制することで可燃ごみの削減だけでなく、古紙のリサイクル促進にもつながります。事業者のごみ減量や資源化にかかる自主的取組の促進・支援を目指し、小規模事業者が古紙等の資源やごみを排出できる仕組みの確立や、小規模排出にも対応する許可収集事業者の紹介、資源化ルートの整備をリサイクル業界に促すなど、新たな処理体系への移行を支援する方法を検討していきます。

(6) 廃棄物手数料の見直し

事業系ごみ減量の一環として、排出事業者の自己処理責任に基づく費用負担の適正化の観点から、廃棄物手数料の見直しを 23 区全体で行っていきます。23 区が一斉に実施するごみ減量施策案の一つとして、都内市部と同程度の手数料にすることで、持ち込みごみ量を削減させる「廃棄物手数料の増額」が妥当かどうか、検討していきます。

7. 適正なごみと資源の収集・運搬

環境負荷を低減した安全で着実なごみの収集・運搬と資源回収を行うとともに、清掃や資源化事業を効率的に推進し、コストを削減するための工夫を行います。

(1) 安全・着実で、環境負荷を低減したごみ収集と資源回収

交通安全に十分配慮して事故防止に努めるとともに、着実な収集・回収を進めます。さらに、狭あい道路が多く、ごみや資源の収集・運搬の際に小型車両しか進入できないなど区の地域特性を考慮するとともに、環境負荷の低減と効率的な収集体制の両立を進めていきます。また、収集運搬業務の適正化システムの導入検討や清掃車や資源回収車の ZEV⁷化の進展など技術革新の状況にも注視していきます。

(2) 訪問収集の充実

高齢または障害があることにより自らごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、かつ身近な人の協力を得られない世帯を対象に訪問収集や粗大ごみの運び出しを実施しています。地域での高齢者の見守り活動をさらに充実させていくため、訪問収集を通じて、希望者に安否確認を目的とした「声かけ」を行っていきます。

(3) 適正な処理が困難な物の回収ルート確立

リチウムイオン電池、スプリングマットレス、スプレー缶等、適正な処理が困難な物について、他の自治体と連携し、事業者による自主回収を促します。

(4) 清掃・リサイクル事業の安定的な運営

清掃・リサイクル事業には、区民や事業者に対する排出指導や高齢者等の訪問収集、そして災害時における廃棄物処理など、区直営で行うべき業務が多くあります。そのため、民間活力を導入する業務と区が直接行う業務を明確にした上で、清掃・リサイクル事業を安定的に運営していきます。また、大規模災害時や感染症流行時等に備えた他自治体との連携体制についても検討していきます。

一方で、清掃事業、および清掃事業にかかる民間業者における人材不足が、業界全般の課題として挙げられます。区直営部分での人材確保促進なども検討しつつ、安定的な運営を目指します。

また、近年の気候変動に伴い夏季は猛暑日が増加しており、清掃事業の従事者は熱中症リスクが高い環境下で作業を行っています。労働安全規則の改正も踏まえ、収集作業の軽減、熱中症対策手順の作成、涼み処として利用できる区有施設との連携、作業服の工夫、水分補給の徹底など熱中症予防に関する対策を検討していきます。

⁷ ZEV：ゼロ・エミッション・ビークル。走行中に二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの有害な排出ガスを一切出さない自動車のこと。

8. 他区等と連携した処理・処分

中野区内には収集したごみを焼却して処理する清掃工場がなく、他区にある清掃工場に持ち込んでいます。当初は、将来的に各区がそれぞれ清掃工場を持ち、可燃ごみの焼却を行うことを原則とする（自区内処理の原則）とされており、中野区も清掃工場の建設を検討していました。しかし、ごみの発生量が減少し、既にある清掃工場の処理能力から、新たに 23 区内に清掃工場を建設する必要がないとされ、清掃工場建設計画は中止となりました。平成 15 年の区長会総会においては、「23 区は工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保する」ことが確認されました。

ごみの中間処理は、引き続き 23 区が共同し、清掃一組が管理する清掃工場等の施設で行っていきます。他区や清掃一組と連携を図りながら、環境負荷を低減し、中間処理を引き続き行います。

最終処分については、東京都が管理する埋立処分場を引き続き利用していきます。埋立処分場を一日でも長く利用していくため、ごみ減量をより一層強化し、埋め立て処分量ゼロを目指していきます。

9. 災害廃棄物の適正な処理

今後発生が予想される大規模地震（首都直下地震など）や風水害等の大規模災害に備え、令和 2（2020）年度に「中野区災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、「東京都災害廃棄物処理計画」の改定や「特別区廃棄物処理対策ガイドライン」の見直しが行われたことから、令和 8 年 3 月に計画を改定し、職員向けの対応マニュアルを作成しました。

新たな計画に基づき、平時から、23 区や清掃一組、東京都、そして関係機関等との間で協力・連携体制を構築するとともに、区民に対し、災害時の廃棄物の出し方等について、周知を図ります。また、清掃職員に対し、災害時の役割等について職員研修を実施します。

発災後は同計画に基づき、速やかに「中野区災害廃棄物処理実施計画」を策定し、他の実施主体等との連携・協力により、災害によって発生した大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理します。

第4章 生活排水処理基本計画

I 生活排水処理の現状

区の下水道は100%整備が完了し、し尿を含む生活排水は、一部の例外を除き、公共下水道によって処理しています。

くみ取り便所戸数は、建物の老朽化に伴う建て替えなどにより減少しており、令和6(2024)年度末現在で1戸となっています。

年度 項目	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
くみ取り便所戸数	5	5	5	5	5	4	4	2	1	1
し尿収集量(kl)	6.5	5.8	4.6	7.6	4.6	2.7	1.7	1.4	1.1	0.5
浄化槽設置基数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 5 生活排水の排出実績
(資料：『清掃事業年報』 各年度3月現在)

II 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

家庭の生活排水は、公共下水道で処理します。やむをえない事情により水洗化できない一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な区民サービスとして収集・運搬等を行います。

し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿等は、事業者の責任で処理します。

2. 収集・運搬計画

一般家庭のし尿の収集・運搬については、効率的な処理を行うため、23区で構築した収集スキームにより、平成25(2013)年度に中野区と杉並区が締結した協定に基づき、杉並区が収集・運搬を行います。作業は月1回、軽小型吸引車で行い、品川清掃作業所に搬入しています。

また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施します。

3. 処理・処分計画

収集したし尿や浄化槽汚泥の処理・処分は、清掃一組が設置管理する下水道投入施設で行います。下水道投入施設において固形分を取り除き、希釈した上で公共下水道に投入します。固形分は清掃工場で焼却します。

また、し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬し、一般廃棄物処分業の許可業者が処分します。なお、専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥と、東京都下水道局に届け出済みの「ディスポーザ排水処理システム⁸」から発生する汚泥についても、浄化槽汚泥に準じて処理します。

区 分		収 集 ・ 運 搬	処 理 ・ 処 分
家庭系	くみ取りし尿	杉並区	清掃一組
	浄化槽汚泥 (ディスポーザ汚泥含む)	一般廃棄物収集運搬業の 許可業者	
事業系	し尿混じりの ビルピット汚泥		〔 一般廃棄物処分業の許可業者 専ら居住用の建築物から排出される分 は、清掃一組が受け入れ 〕
	し尿 (仮設便所等)		

表 6 生活排水の収集・運搬、処理・処分主体

⁸ ディスポーザ排水処理システム：生ごみを粉碎後、排水処理槽に貯留し、分解・浄化して下水道処理するシステム。設置する場合は、東京都下水道局への届出が必要。

参考資料

I 中野区の人口

令和7(2025)年1月1日現在の住民基本台帳と外国人登録人口の合計は341,322人で、微増の傾向です。世帯数も217,716世帯で、微増の傾向です。人口構成は、20歳代が16.7%、30歳代が17.0%で、全人口のうち男性・女性ともに25～29歳が最も多くを占めています。

令和6(2024)年の転出入は、転入が約31,200人、転出が約29,400人となっており、人口の流動性が高くなっています。

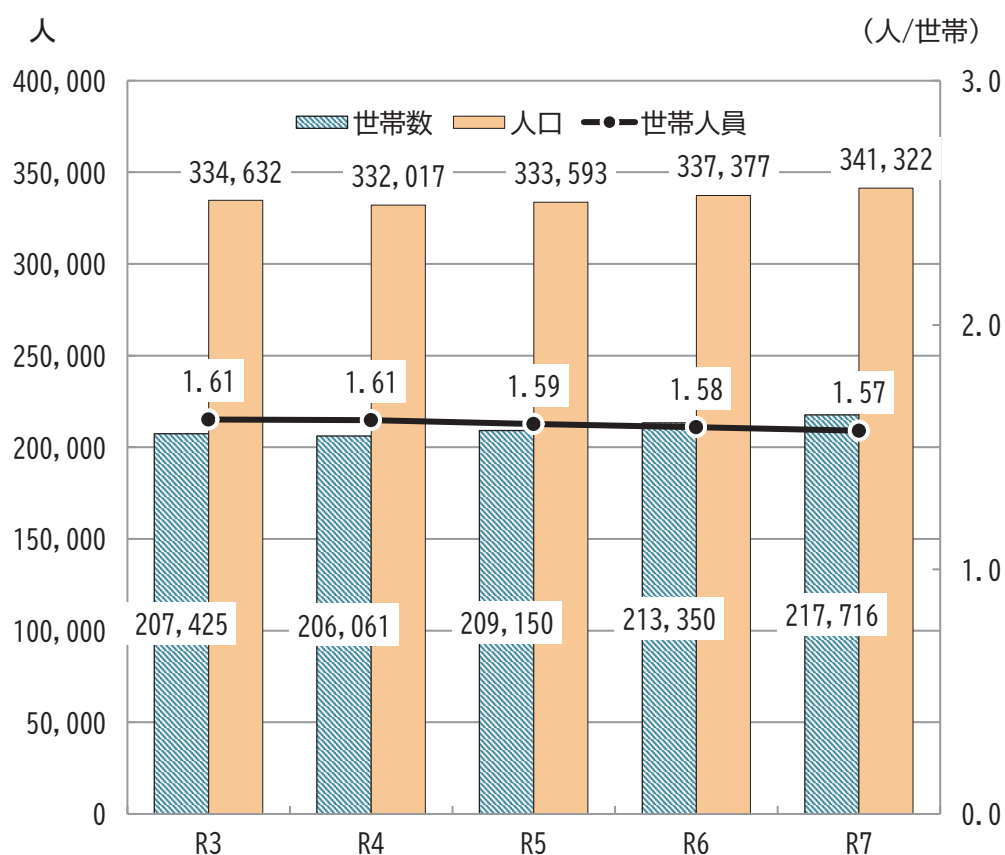


図7 人口の推移（各年1月1日現在 外国人登録含む）
（資料：中野区住民基本台帳）

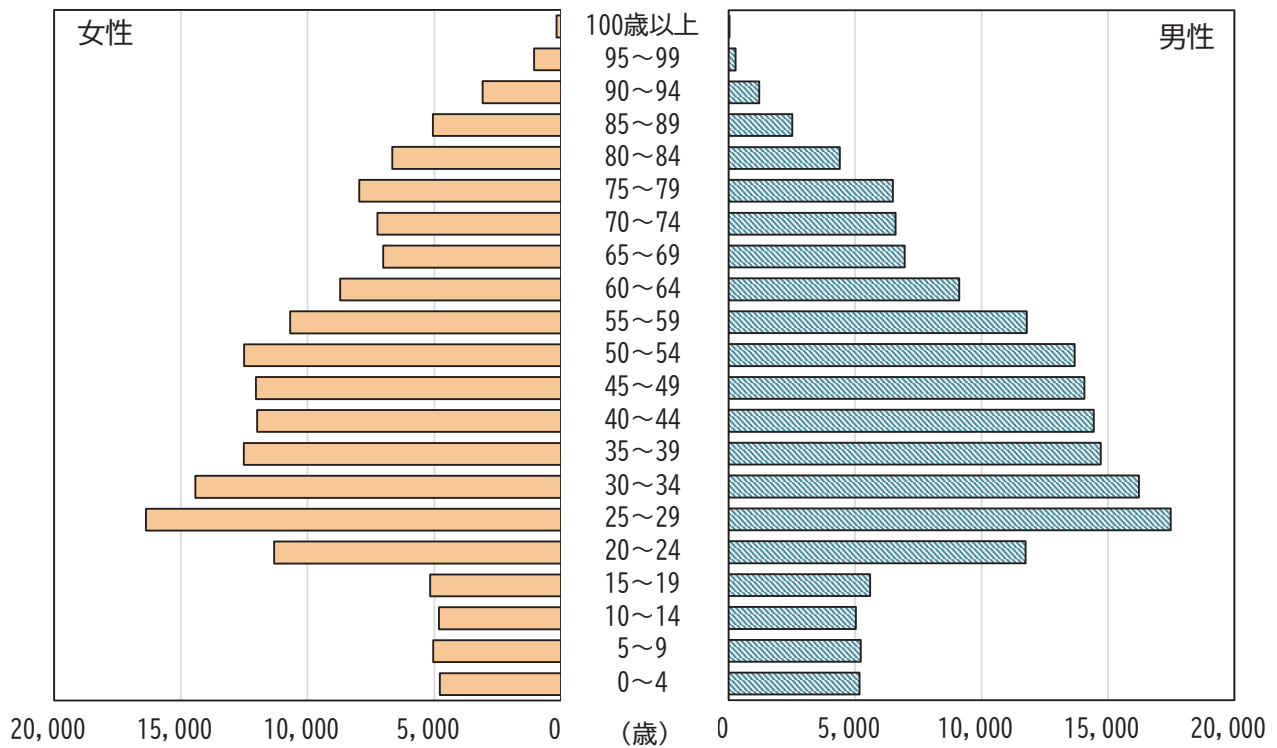


図8 人口の年齢分布（外国人登録含む）
〔資料：令和7(2025)年1月1日現在 住民基本台帳〕

II 土地利用

区の土地利用は住宅地区が95.5%、商業地区が1.7%となっており、住宅利用の割合がほとんどを占めていることがわかります。

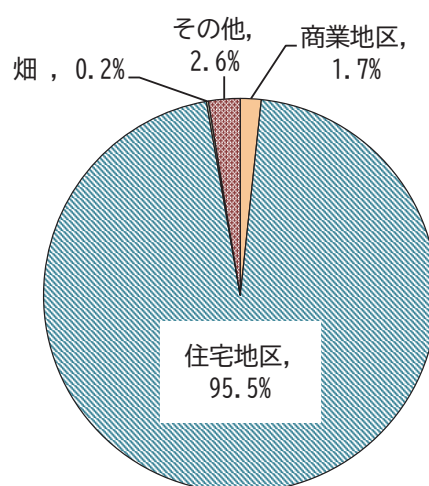


図9 土地利用の内訳
〔資料：東京都統計年鑑 土地・気象 令和6(2024)年度〕

III 住宅

令和5(2023)年の統計局 住宅・土地統計調査(確報集計結果)では、中野区では一戸建ての割合が全体の17.9%、共同住宅の割合が全体の79.4%です。

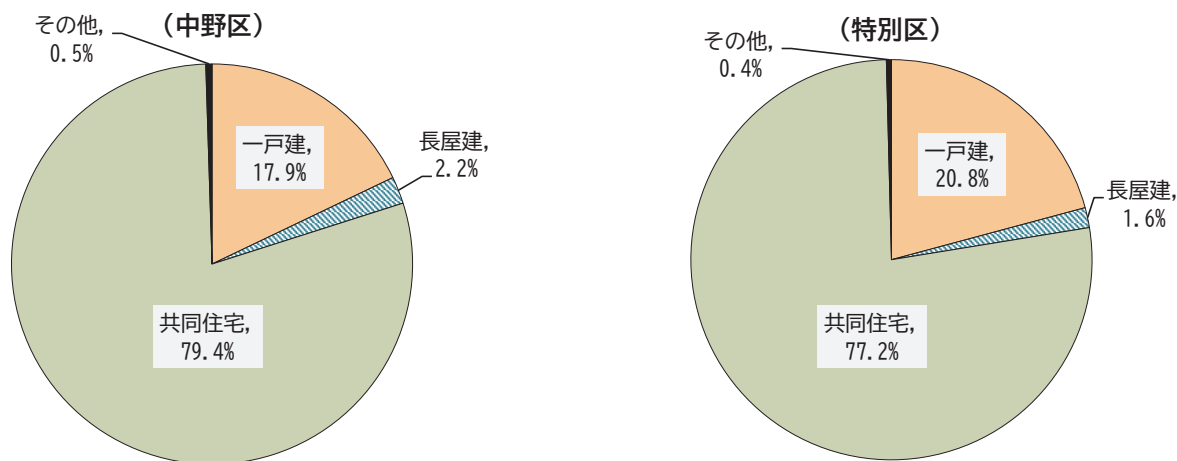


図10 住宅の形態

〔資料：統計局 令和5(2023)年住宅・土地統計調査 確報集計結果〕

また、区内は住宅が密集している地域が多く、敷地に接する道路の幅員が4m未満の住宅が38.2%であり、ごみや資源の収集・運搬を行う際に小型車両を利用せざるを得ないなど、収集・運搬の作業効率を上げる妨げとなっています。

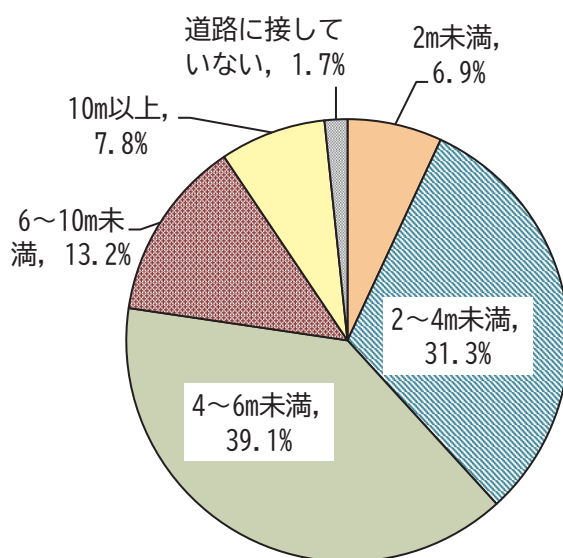


図11 住宅の接道状況

〔資料：統計局 令和5(2023)年住宅・土地統計調査 確報集計結果〕

IV 産業

産業別では卸売業、小売業、不動産業等、宿泊、飲食業等の割合が高いです。また、従業員数9人以下の小規模な事業所が全体の83%を占めています。

区が収集している事業系ごみの多くは、小規模な卸売・小売業、不動産業等、飲食店などから排出されています。

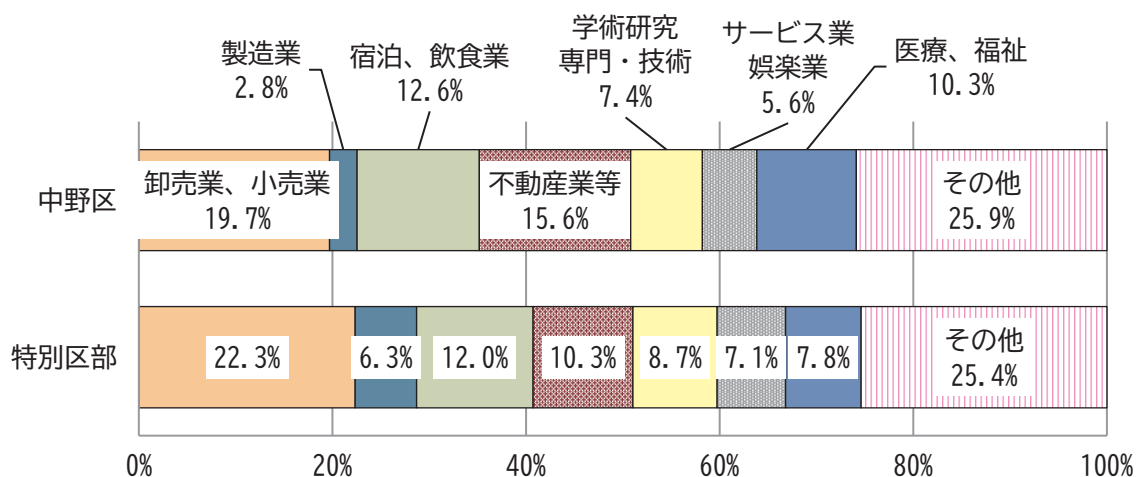


図12 産業大分類別事業所数
(資料：令和3(2021)年経済センサス活動調査)

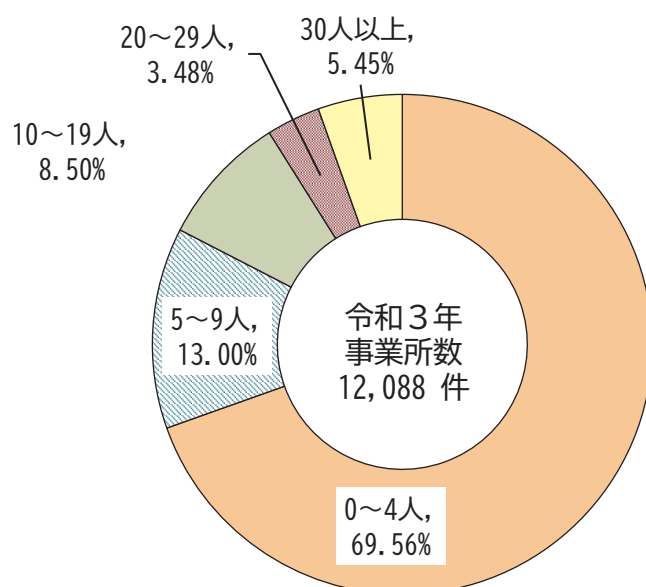


図13 従業員数別企業構成
〔資料：令和3(2021)年経済センサス活動調査〕

V 【前計画】第4次計画策定から令和7年度までの施策の実施状況

基本方針1 入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成

1. 普及啓発の充実

1	イメージキャラクター（ごみのん）を活用したごみ減量普及啓発	資源プラスチックの分別変更の周知や食品ロス削減 PR 等の普及啓発物品にごみのんを活用した。
		リサイクル展示室を愛称「ごみのんハウス」にリニューアルした。
		新渡戸文化学園祭やなかのエコフェアにごみのんの着ぐるみを登場させ、普及啓発を行った。
2	ごみ減量出前講座、環境教育の充実	町会のイベントや公園で行われた催しにぬり絵やゲーム・クイズなどの出前講座とスケルトン清掃車を活用した環境学習を協同して実施した。
		町会で実施する餅つき大会等の屋外で実施するイベントに適した〇×クイズや、手軽にできるカードゲームなど、出前講座の形式を充実させた。
3	「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットの充実	資源プラスチックの分別変更に伴い、日本語版リーフレットを冊子に変更し内容を充実させた。
		全戸配布を行うことで、分別変更と同時に分別方法の再確認を促した。
4	スマートフォンのアプリケーション等を活用した情報発信、啓発	ごみ分別アプリのプッシュ通知機能を活用して、事業のお知らせ等の周知を強化した。
		令和7年10月からアプリの対応言語にベトナム語とネパール語を追加した。
		ごみの分別の問い合わせ等に対話形式で応答し、案内を行う『AI チャットボット』を令和5年2月から導入した。
5	リサイクル展示室の運営	令和6年10月にリサイクル展示室を愛称「ごみのんハウス」として、学習機能を追加し、リニューアルした。
		令和7年4月にペットボトル自動回収機を設置した。
		夏休みに子供向けのミニ講座とスタンプラリーを実施した。
6	区ホームページや情報誌等広報媒体の充実	「ごみのん通信」を電子化したことで、必要な情報を必要な時期にこまめに発信できるようになった。

2. 食品ロスの削減

1	家庭、事業所における食品ロス削減のための啓発	10月の「食品ロス削減月間」と12～1月の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間等にパネル展やホームページに記事を掲載して、啓発を行った。
2	区内大学等と連携した食品ロス削減の取組	引き続き夏休みに親子料理教室し、ごみのん通信に「あまりものレシピ」を掲載して、食品ロス削減を呼びかけた。また、区内大学の学園祭にごみのんの着ぐるみとともに参加し、食品ロス削減の啓発を行った。
3	飲食店・食品小売店等と連携した食品ロス削減対策事業	令和3年度：協力店にアンケートを実施し、まかないレシピを募集した。大手コンビニチェーンと手前どりキャンペーンを実施した。食べきりキャンペーン期間中に啓発物品配布をした。
		令和4年度：食べきりキャンペーン期間中に啓発物品配布をした。
		令和5年度：協力店4店舗に取材を行い、なかのエコフェアやホームページで紹介した。
		令和6年度：協力店にアンケートを実施した。食べきりキャンペーン期間中に啓発物品配布をした。
4	フードドライブ事業の実施	区内子ども食堂等に回収した食品を提供した。自主的にフードドライブを実施する団体にのぼり旗を貸与した 【回収実績】令和3年度：1,088kg、令和4年度：1,255kg、令和5年度：966kg、令和6年度：437kg
5	食品ロス削減推進計画の策定	令和5年3月に計画を策定し、2030年度までに食品ロスの量を年2%削減する等の目標を設定した。
6	食品ロス削減における他自治体との連携	食べきりネットワークの全国キャンペーンに参加し、区民等へ普及啓発を行った。
		令和5年度に杉並区からの紹介により、「mottECO FESTA 2024」（食品ロス削減等の啓発イベント）に出展した。

3. ごみと資源の発生抑制に関する啓発

1	プラスチックの発生抑制に関する啓発	令和6年4月からの資源プラスチック回収の区民説明会や町会女性部（生活研修部）、出前講座等で啓発を行った。
2	資源としての「雑がみ」の回収促進	雑がみ保管袋を出前講座で積極的に配布し、啓発を行った。
3	リユース関連情報の配信	リサイクル展示室でリユース家具の展示提供を実施した。
		令和6年9月まで古着の展示提供をリサイクル展示室で実施した。
		展示室リニューアル後は、区役所での出張形式の古着の展示提供を行い、より多くの区民へリユース意識の啓発を行うことができた。

基本方針 2 分別の徹底と効率的な資源回収

4. 分別の徹底・適正排出

1	排出指導、不法投棄対策	改善の必要な集積所の実態調査をした上、排出指導を行った。
2	危険物・有害物の分別徹底、混入防止	事業者の回収拠点が増減したため、令和6年5月から区役所とリサイクル展示室で小型充電式電池の拠点回収を開始した。 令和6年4月から、車両や処理施設の火災原因になる可能性のあるリチウムイオン電池内蔵製品を陶器・ガラス・金属ごみ（別袋）で回収することを区民へ周知している。
3	集合住宅への指導徹底	管理人の常駐や巡回のない小規模集合住宅についても、オーナーや管理会社と協力関係を築き、居住者に直接指導するなどして、改善した。
4	家庭ごみにおける費用負担制度について	23区が一斉に実施するごみ減量施策の一つとして、検討していくことになった。

5. 効率的な資源化の推進

1	ごみとして収集した物の資源化	引き続き、金属系粗大ごみの資源化と陶器・ガラス・金属ごみの全量資源化を実施した。
2	拠点回収の促進	令和6年度から、乾電池回収ボックスでボタン電池の拠点回収を開始した。 令和6年5月から区役所とリサイクル展示室で小型充電式電池の拠点回収を開始した。
3	びん・缶・ペットボトルの回収	集合住宅を含め、集積所の適正配置に努めている。
4	自動回収機によるペットボトルの回収	令和7年4月リサイクル展示室に自動回収機を新設するとともに、民間設置も側面支援した。
5	集団回収に対する支援の推進	休止していた古着・古布回収について再開の支援を行った。
6	資源の持ち去り対策の強化について	警察との連携を継続し、対策を続けている。
7	プラスチック製容器包装の回収	令和6年4月からの製品プラスチック（100%プラ）を含めた「資源プラスチック」の回収開始に合わせ、区民説明会や出前講座で、改めてプラスチック製容器包装の回収を啓発した。
8	新たな資源回収の調査	衣装ケースや羽毛布団の資源化について情報収集を行った。
9	プラスチック資源の回収・リサイクル	令和6年4月から「資源プラスチック」の回収を開始した。

基本方針3 事業系ごみの減量と適正排出

6. 事業系ごみの減量と適正排出の促進

1	事業系廃棄物収集届出制度の推進	引き続き、事業所から出るごみの適正排出の啓発を推進した。
2	大規模事業用建築物への立ち入り調査	令和5年度から、1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の建築物についても、立入調査等実施している。 (令和5年度：19件、令和6年度：19件)
3	排出指導の徹底	有料ごみ処理券の貼付指導や、収集届出が未提出の事業者に対し、訪問・文書指導を行った。
4	一般廃棄物処理業者等に対する適正処理の推進	他区や東京二十三区清掃協議会と連携しながら、許可・指導業務を行った。
5	小規模事業者の資源・ごみの排出ルートづくり支援の検討	集団回収業者にヒアリング等を行い、検討している。
6	廃棄物手数料の見直し	令和5年10月に料金改定を行った。次回改定に向け、23区が一斉に実施するごみ減量施策の一つとして、検討を行うこととなった。

基本方針4 環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

7. 適正なごみと資源の収集・運搬

1	安全・着実で、環境負荷を低減したごみ収集と資源回収	清掃車の安全な走行に努め、環境負荷を低減した効率的な収集作業を行った。
2	訪問収集の充実	訪問収集を実施し、希望者には収集と同時に声かけ、見守りを実施した。(令和6年度：532件(うち声かけ：28件))
3	適正な処理が困難な物の回収ルート確立	23区が共同で設置している検討会で関係団体を訪問し、意見交換や課題共有を行った。
4	清掃・リサイクル事業の安定的な運営	酷暑の中で安全に収集作業を行うために、空調服の導入等、様々な熱中症対策を講じた。

8. 他区等と連携した処理・処分

1	他区等と連携した処理・処分	23区、清掃一組と連携して、さらなるごみ減量を検討するとともに、安定した処理・処分を行った。
---	---------------	--

9. 災害廃棄物の適正な処理

1	災害廃棄物の適正な処理	令和8年3月に計画改定予定。あわせてマニュアルを策定する。 職員向け研修を実施した。
---	-------------	---

第5次中野区一般廃棄物処理基本計画（素案）の概要

第1章 基本計画の改定にあたって

I 計画改定の背景

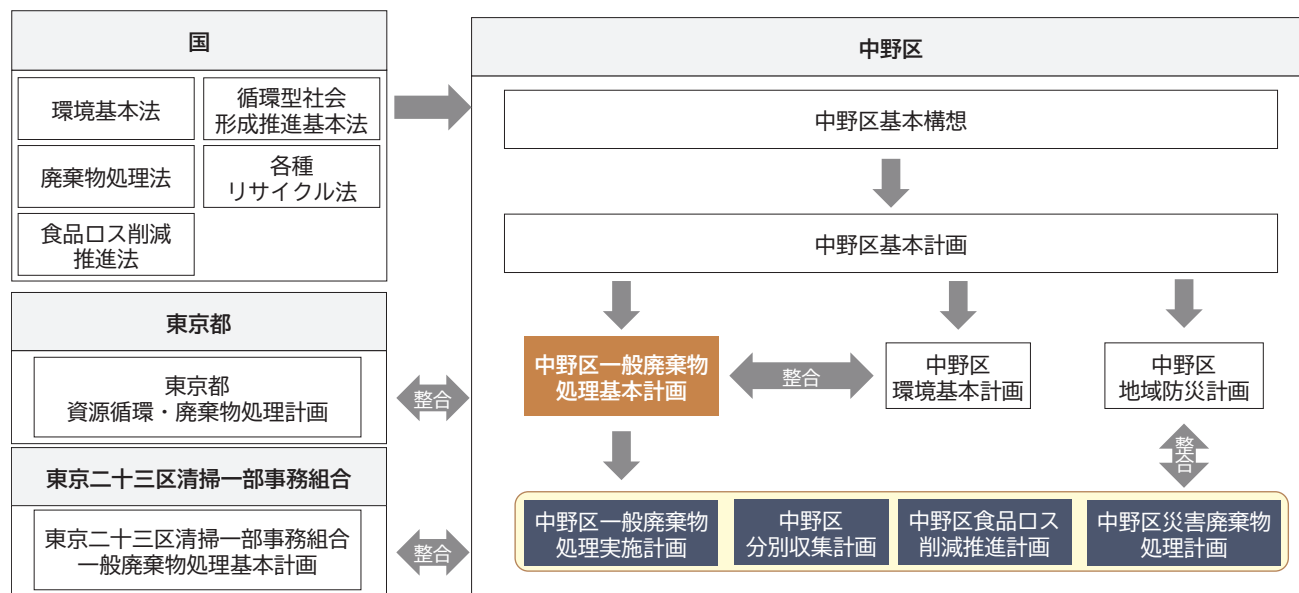
従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、資源化促進に向けた取組の推進が求められています。清掃・リサイクル事業のあり方だけでなく、日々ごみを排出する区民・事業者の暮らしのあり方自体が問われる時代になっています。

こうした区を取り巻く様々な状況を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するために、さらなるごみ減量を目指し、令和8(2026)年度を始期とする「第5次中野区一般廃棄物処理基本計画ーなかのごみゼロプラン」を策定します。

II 計画の位置づけと計画期間

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針となるもので、令和3(2021)年9月に策定した前計画を踏まえた新計画になります。



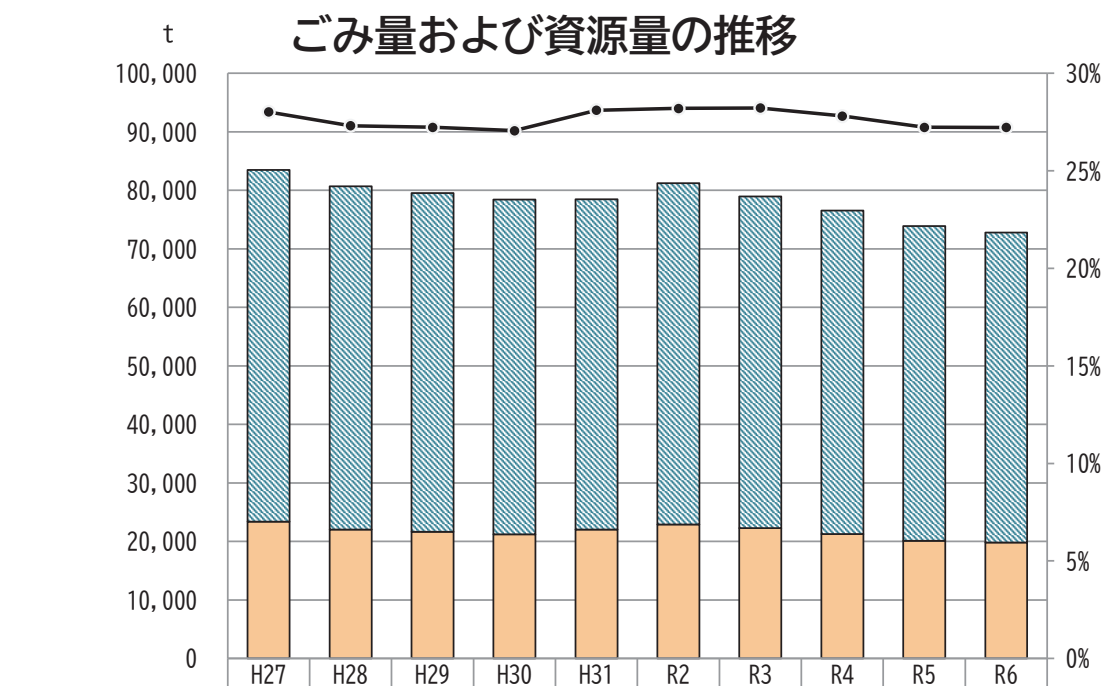
計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を計画期間とします。

Ⅲ ごみ・資源の状況

1. ごみ量、資源量の推移

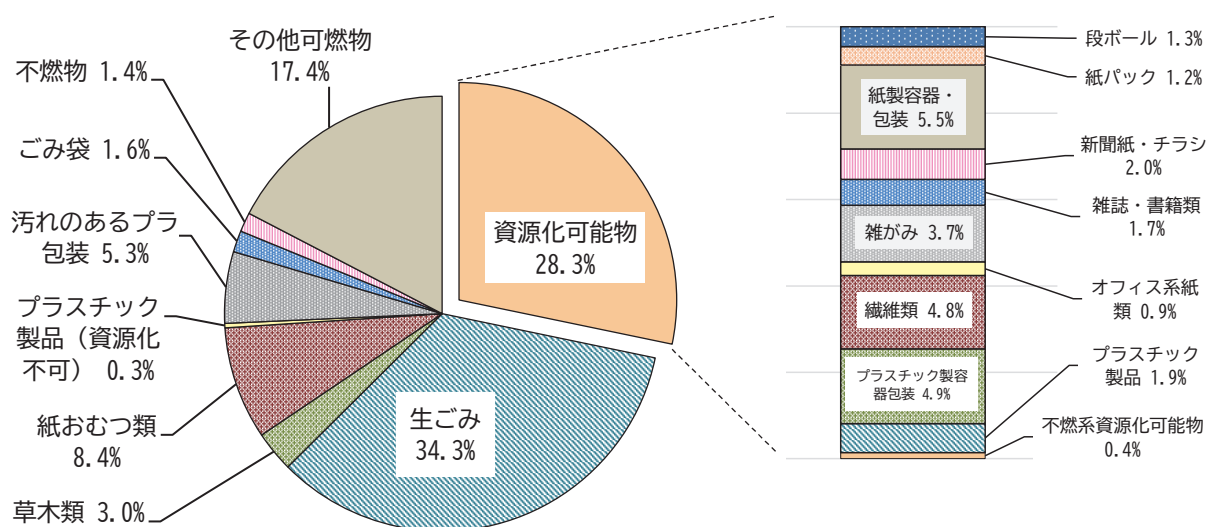
新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度にはごみ量・資源量ともに増加しましたが、その後は減少傾向にあります。資源化率は28%前後で推移しています。



2. ごみの中に含まれている物

ごみの中に紙類、繊維類やプラスチックなど資源として活用できる物がまだ多く混入しています。令和6(2024)年6月に実施したごみ組成分析調査では、重量比で燃やすごみには28.3%の資源化可能物（排出時に資源として分別が可能な物）が含まれています。

○燃やすごみ



第2章 これまでの取組と成果

I 前計画の実施状況

前計画では、脱炭素社会の推進を踏まえた持続可能な社会の実現のために「『環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市』をめざします。」を基本理念に掲げ、様々な施策に取り組みました。

基本方針1：入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成

リサイクル展示室の愛称を「ごみのんハウス」としてリニューアルし、回収した資源の行方を学べる展示を設置するなど、学習機能を強化しました。常設実施していた古着のリユース事業を出張型に切り替え、区役所等の集客効果の高い施設で行うことで、より広く多くの方々にリユース意識を持つきっかけを提供しました。

基本方針2：分別の徹底と効率的な資源回収

令和6年4月から製品プラスチックを含めた資源プラスチックの回収を開始しました。「資源とごみの分け方・出し方」をリーフレット形式から詳細な冊子版に刷新し、区内全域に各戸配布を行いました。

基本方針3：事業系ごみの減量と適正排出

大規模事業用建築物への立ち入り調査を強化し、令和5年度からは1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物にも積極的に調査を実施し、排出指導や再利用の推進を促しました。

基本方針4：環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

環境負荷を低減した安全かつ着実に効率的なごみの収集・運搬と資源回収に努めました。

小型充電式電池を区役所とリサイクル展示室で拠点回収を開始し、充電式電池内蔵製品についても「危険物」として陶器・ガラス・金属ごみの日に排出するよう周知しました。

前計画の数値目標、および達成状況	平成31 (2019)年度 実績	令和6 (2024)年度 実績	令和7 (2025)年度 目標値
① 1人1日あたりごみ量(g)	460	425	431
② 1人1日あたり不用物総量(g)	639	584	610
③ 燃やすごみの中の資源化可能物の混入率	27.5%	28.3%	22.8%

Ⅱ 計画改定に向けた課題

区のごみ・資源の現状や社会情勢の変化等により、計画を改定するには以下の課題があります。

資源を含めた不用物総量の減量促進

計画で掲げている「ごみゼロ」を実現するためには、リサイクルを推進するだけでなく、区民・事業者が日常的にごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用物総量」そのものを減らす必要があります。資源を含めた不用物のより一層の排出減が求められます。

23区全体のごみ量、最終処分量の削減推進

東京湾の埋立処分場が使用できる年数は、残り50年余りと見込まれています。今後、大規模災害の発生等、状況の変化によっては、さらに埋立期間が短くなる可能性もあります。埋立処分場を一日でも長く利用するためにも、ごみ量を削減する努力が必要です。

資源化の促進

古紙・古布の回収は、区内全域で町会・自治会等の実践団体による集団回収で実施しています。区では報奨金の支給や標識旗の貸与等の支援を行っており、今後も実践団体の自主的な活動を安定して継続していけるよう、支援を強化する必要があります。

事業系ごみの発生抑制と適正排出

「事業系廃棄物収集届出制度」について、より効果的な活用を行うことで、事業者の責任感を喚起し、適正な分別排出と発生抑制を促進していく必要があります。

安定した清掃事業の継続

中野区が実施する廃棄物の適正な収集・運搬・処理は必要不可欠なサービスの1つであり、安定的に事業を継続することが求められます。物価高騰や人材不足など社会情勢にも左右されない体制づくりや、小型充電式電池等が起因となる運搬車両や廃棄物処理施設の火災事故を防ぐため、正しい分別と適正排出を促すとともに、安全な回収・運搬体制を整える必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

I 基本理念と計画目標

1. 基本理念

「持続可能な循環型ごみゼロ都市」を目指します。

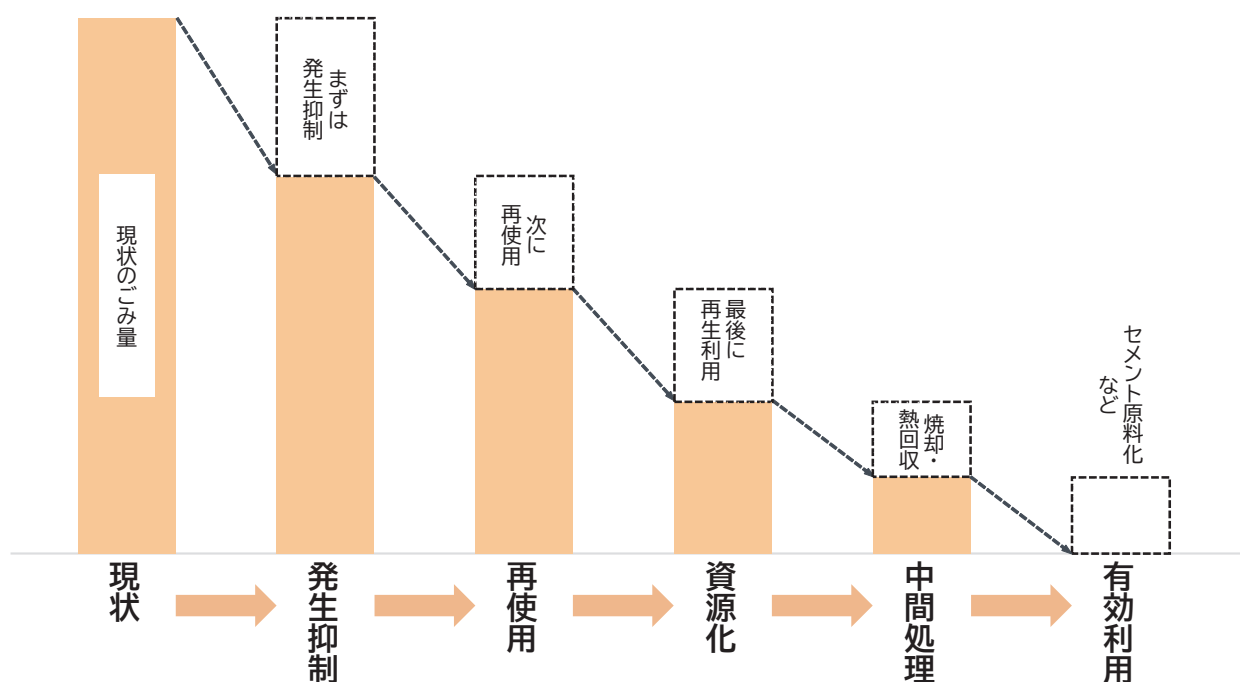
2. 将来の姿

区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、互いに協力し合うことで、ごみを出さない生活スタイルや事業活動を実践するとともに、環境に配慮したごみの減量化や効率的な資源化の取組が進み、ごみの減量が実現しています。

「持続可能な循環型ごみゼロ都市」の具体的イメージ

未来のために、今までの暮らしを積極的に見直し、不要な物は買わない、もらわないこと（発生抑制）を第一に意識・行動し、使用できる物は繰り返し使う、あるいは有効に使い回す（再使用）ことを最大限に実施し、それでも出てしまう不要な物はできる限り資源とする（再生利用）という、3R*の取組を推進し、最終的に残ったごみは、焼却時のエネルギーを有効利用するほか、焼却後の灰をセメント原料化・スラグ化するなどして有効利用し、最終的に埋め立てるごみをゼロに近づけようとするまちのあり方です。

*3R＝リデュース（Reduce:発生抑制）リユース（Reuse:再使用）リサイクル（Recycle:再生利用）



3. 基本方針

基本方針1：発生抑制、再使用の意識醸成

区民や事業者がライフスタイルや事業のあり方を見直し、入り口からごみの発生を抑え、資源を繰り返し利用する暮らしや事業活動が営まれるまちにしていけるよう、様々な事業や取組を通じて幅広く啓発を行い、意識の醸成を図り、行動変容につなげます。

基本方針2：分別の徹底と効率的な資源回収

入り口で発生を抑え、使える物を繰り返し使用しても、なお不用となる物を効率的に資源化するため、区民誰もが参加しやすい資源回収や、分別徹底の指導を進めます。

基本方針3：事業系ごみの減量と適正排出

事業系廃棄物収集届出制度の推進や排出指導、立ち入り調査等を通じて、事業者における適正排出やごみ減量がより進むようにしていきます。

基本方針4：環境に配慮した安全かつ着実に効率的な収集・運搬・処理

ごみと資源について、環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理を選択し、安全に配慮した着実な収集・運搬・処理を行っていきます。また、23区全体、清掃一組、都や国と連携し、さらなるごみ減量や緊急時におけるごみ処理の連携体制についても強化していきます。

4. ごみ減量の指標、目標

指 標	令和 6 (2024) 年度実績	令和12(2030) 年度目標値	令和17(2035) 年度目標値
①区民1人1日あたり のごみ排出量	425 g / 人・日	400 g / 人・日	379 g / 人・日
②区民1人1日あたり の不用物総量	584 g / 人・日	545 g / 人・日	508 g / 人・日
③燃やすごみの中の 資源化可能物の混入率	28.3%	22.3%	17.3%

Ⅱ 計画実現のための重点施策

基本方針 1	1 普及啓発の充実	1 イメージキャラクター（ごみのん）を活用したごみ減量普及啓発
		2 ごみ減量出前講座、環境教育の充実
		3 「資源とごみの分け方・出し方」冊子・リーフレットの充実
		4 ICTを活用した情報発信、啓発
		5 リサイクル展示室の運営
		6 区ホームページや情報誌等広報媒体の充実
	2 食品ロスの削減	1 家庭、事業所における食品ロス削減のための啓発
		2 区内大学等と連携した食品ロス削減の取組
		3 飲食店・食品小売店等と連携した食品ロス削減対策事業
		4 フードドライブ事業の実施
		5 食品ロス削減における他自治体との連携
		6 食品ロス削減における小・中学校との連携
基本方針 2	3 ごみと資源の発生抑制に関する啓発	1 プラスチックの発生抑制に関する啓発
		2 資源としての「雑がみ」の回収促進
		3 リユース関連情報の配信
		4 生ごみの水切りの促進
	4 分別の徹底・適正排出	1 排出指導、不法投棄対策
		2 集合住宅への指導徹底
		3 危険物・有害物の分別徹底、混入防止
		4 家庭ごみにおける費用負担制度について
	5 効率的な資源化の推進	1 ごみとして収集した物の資源化
		2 拠点回収の促進
		3 びん・缶・ペットボトルの回収
		4 自動回収機によるペットボトルの回収
		5 プラスチック資源の回収
		6 集団回収に対する支援の推進
		7 資源の持ち去り対策の強化について
基本方針 3	6 事業系ごみの減量と適正排出の促進	1 事業系廃棄物収集届出制度の推進
		2 大規模事業用建築物への立ち入り調査
		3 排出指導の徹底
		4 一般廃棄物処理業者等に対する適正処理の推進
		5 小規模事業者の資源・ごみの排出に対する支援の検討
		6 廃棄物手数料の見直し
基本方針 4	7 適正なごみと資源の収集・運搬	1 安全・着実で、環境負荷を低減したごみ収集と資源回収
		2 訪問収集の充実
		3 適正な処理が困難な物の回収ルート確立
		4 清掃・リサイクル事業の安定的な運営
	8 他区等と連携した処理・処分	
	9 災害廃棄物の適正な処理	

第4章 生活排水処理基本計画

I 生活排水処理の現状

区の下水道は100%整備が完了し、し尿を含む生活排水は、一部の例外を除き、公共下水道によって処理しています。

くみ取り便所戸数は、建物の老朽化に伴う建て替えなどにより減少しており、令和6(2024)年度末現在で1戸となっています。

II 生活排水処理基本計画期間

1. 基本方針

家庭の生活排水は、公共下水道で処理します。やむをえない事情により水洗化できない一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な区民サービスとして収集・運搬等を行います。

し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿等は、事業者の責任で処理します。

2. 収集・運搬計画

一般家庭のし尿の収集・運搬については、効率的な処理を行うため、23区で構築した収集スキームにより、平成25(2013)年度に中野区と杉並区が締結した協定に基づき、杉並区が収集・運搬を行います。作業は月1回、軽小型吸引車で行い、品川清掃作業所に搬入しています。

また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施します。

3. 処理・処分計画

収集したし尿や浄化槽汚泥の処理・処分は、清掃一組が設置管理する下水道投入施設で行います。固形分を取り除き、希釈した上で公共下水道に投入します。固形分は清掃工場で焼却します。

また、し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬し、一般廃棄物処分業の許可業者が処分します。し尿混じりのビルピット汚泥と、東京都下水道局に届け出済みの「ディスポーザ排水処理システム」から発生する汚泥についても、浄化槽汚泥に準じて処理します。